

## 1. 令和5年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和5年3月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	17番	清 水 敏 夫
18番	美谷添 生		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

16番 渡 辺 友 三

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	教 育 次 長	長 尾 実
会計管理者	中 山 洋	消 防 長	山 田 浩 幸
郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信	国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈

代表監査委員 大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋藤貴代      議会事務局  
議会総務課長 松山由佳

議会事務局  
議会総務課  
係 三島栄志

### ◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

本日の欠席議員は16番 渡辺友三議員であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 山川直保議員、11番 田中やすひさ議員を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 尾 村 忠 雄 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、15番 尾村忠雄議員の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） 皆さん、おはようございます。議長より、許可を頂きました。ありがとうございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

さて、三寒四温と申しますか、3月も半分を過ぎたということで、今後ますます暖かくなって、よい季節になるのではないかなと思っております。

そうした中、やはり暖かくなると眠くなるというようなことでありますけれども、何で眠たいかなと思ったときに、そういえば、今、ワールドベースボールクラシックという野球をやっております、それが11時頃までやるとということで、それで眠たいのかなというようなことを思っております。今、侍ジャパンもいい成績で、4連勝ということであります。今夜また、あるという

ことで、また寝不足も続くのかなと思っております。コロナで沈んでおりました全国、まあ世界中かもしれませんけれども、郡上市においてもですね、侍ジャパンが頑張ってみえる、そういった息を感じながら、郡上市もいい方向に進めばいいなって思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

今日は2点について質問をさせていただきます。

1点は、今まで子どもや若者の施策をいろいろ行ってきましたけれども、本年4月1日から「こども家庭庁」ができるということで、それに対しての市の考えをお聞きいたします。

2点目は、今ケーブルテレビ等で、自主防災組織研修会ですか、自分の命は自分で守るということを基本に、放送されております。そういったことについて、郡上市の土砂災害ハザードマップについてお聞きしますので、よろしく願いをいたします。

さて、国においては、子ども政策の司令塔であります「こども家庭庁」が、ただいま申し上げましたように、令和5年4月から発足をいたします。資料によりますと、これは、深刻化する少子化や児童虐待により貧困といった課題に横断的に対応し、子ども主体の政策を目指すということであります。

国においては、これまでも子どもや若者に関する多くの施策を取り組んできましたが、一定の成果があったと思いますが、先ほど言ったように少子化、人口減少に歯止めがかからなかったことも要因の1つかと思います。また、原因は多岐にわたっていると思いますが、児童虐待や不登校等、子どもを取り巻く状況は深刻であり、さらに、コロナ禍が子どもや若者、家庭への負の影響を与えることを鑑み、子どもをめぐる様々な課題に対するとのことで、こういった施策が打ち出されたと思っております。そうした中、国、地方自治体が連携して子ども、若者たちのためにこういった施策を推進していく必要があるとのことで、こども家庭庁が設立されたのではないかと思っております。

そうした中、市においては、この3月議会、新年度予算編成の中、本議会、市長の令和5年度施政方針の中でも、全地域が過疎地域に指定されるなど人口減少が続いていることから、子育て対策をはじめ様々な人口減少対策を行ってまいりましたが、特に、昨今の人口減少が進む要因を懸念しておる、ということであります。このためにも、引き続き子育て等対策を推進する中、住みやすい環境づくりに努めてまいります、ということでありました。

本定例会の中でも、こども家庭庁の設置法の施行に伴い、条例改正に関する議案についても上程してあります。また、議会においても、2月10日でありましたけれども、こども庁の今後の取組ということで勉強会もありました。まさに、当初申し上げましたように、深刻化する少子化や児童虐待、貧困等を課題に横断的に対応し、子ども主体の政策実現を目指していかなければならないと考えております。

そうしたことを踏まえ、こども家庭庁発足に伴い市長の御所見と、こども家庭庁発足に伴う市の組織体制についてはどのように考えてみえるのか、市長さんにお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、ただいまお話がございましたように、この4月1日から「こども家庭庁」と、こういう役所が発足することになりました。また、子ども政策の基本的な理念とか、そうしたこと、基本法になるようなものとしたしまして、こども基本法という法律がこれもう制定をされまして、同じように4月1日から施行をされるということでございます。そういう動きを私たちも非常に注視をしているわけでありまして、こうした動きに対して自治体としてはどうするかということでもあります。

この「こども家庭庁」という新しい役所をつくって、子ども政策というものを一層包括的に強力に推進するという狙いがあるというふうに思っておりますけれども、それに移行して私たち自治体はどうするかということでもあります。これも非常に、議論の成り行きあるいは法律の内容等、注視をしてきていたわけでありまして、就学前の子どもの保育あるいは教育ということに関連としては、これまで「幼稚園」というものと「保育園」というような形で二本立てになっておりまして、こうしたものの議論を本当に根本的な制度から一本化するのかどうかとかってというようなことも議論はあったというふうに思いますが、結果的には、昔から言われている幼保一元化というようなことが抜本的に1つの制度になるということにはございませんでした。

そのようなことで、今回、こども家庭庁というのは発足をいたしますが、これは、子ども政策の言わば企画立案あるいは総合調整の司令塔としての役割と、それから子どもの生育部門、生育を助けるための大きな分野を所管するものと、それから例えばいろいろ子育て等に困難を抱えている家庭への支援等、そうした支援部門ということで、大きく「こども家庭庁」の組織の体制は3本柱になっているというふうに承知はいたしております。

しかしながら、片一方では、そういう幼稚園行政等を所管する役所としては、あるいはまた小中学校等の学校教育、こういう中で子どもを育てるということに対する所管は引き続き文部科学省ということでございまして、こうしたところは、各省庁、連携を一層、この「こども家庭庁」というものの設立を契機にさらに強めていくというふうに理解をいたしております。

こうした国の動きに対して、地方のそういう組織体制という意味での対応はどうかというようなことで、昨年、調査を国においてもですね、どのように考えているかということで、地方に対しても、約220余の自治体に対して調査をされたようでありますが、その結果としては、今のところ、そういう、国のそういう「こども家庭庁」の設置に伴って何らかの組織の改編というか、そういうことをするという答えがあったのは2割ぐらいだというふうに承知をいたしております。

私どもも、今回の「こども家庭庁」の設置あるいは「こども基本法」の制定ということを見てみましたときに、今回、特にそういう意味で提案もいたしておりませんが、市の現在の組織体制を、新しい、例えば課をつくるとかですね、そういうような形での対応は、今のところは考えておりません。国における「こども家庭庁」は、郡上市においていえば児童家庭課という課が言わば市の「こども家庭庁」であるというふうに思っております。

国と自治体との違いはですね、国は非常に、施策が各省庁にまがりますと、それぞれの各省庁には大臣がいるというようなことでもありますし、そこで働く職員もそれぞれの省庁採用であって、言わば、昔から言われていることですが、そういう、国のためとか政策のためというよりも、例えばどうしても施行が省益、その省庁の利益といえますか、省益というようなもので動くとか物を考えるとかっていうことがよく指摘をされているところでもありますけれども、自治体においては、郡上市で採用された職員はいろんな部門へも異動をいたしますし、それから例えば、子ども政策の多くを抱えている、例えば保健福祉部は1つの部の中に児童家庭課もあり、例えば子どもの健康を所管するということであれば健康課が所管をしているとかですね、そういうことで1人の部長が所管をしております。そしてさらに、そのもう少し範囲を広げれば、これは市長や副市長がしっかり総合調整をしなきゃいけないと。こういう体制になっておりますし、例えば教育委員会、教育、幼稚園等を所管する教育委員会とは総合教育会議というような会議でいろいろと意見調整をしたり連携を図っていくというような体制ができておりますので、今、当面、こども家庭庁ができたということをもって、郡上市の部課、部制、課制とかですね、そういうものについては変更を加える必要はないというふうに判断をしております。

ただ、非常にこれから、国のほうもそうだと思いますが、実質的な中身においていろんな関係課や関係機関が連携をしていかなければいけないという点は強まってくると思いますので、そうした面は、既存のいろんな連絡調整の協議会とか機関も在り方も含めて、今後、その情勢に対応できるように、柔軟に対応できるように検討はしてまいりたいというふうに思っております。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。

ただいま市長のほうから御答弁がありました。私もですね、保育園また幼稚園等々の統合についても、国のほうでは文科省とかそういう省庁がありますので、なかなか、1つのところでやるということは難しいことではあるなというようなことを思っておりましたけれども、市においても、やはり、教育委員会また健康福祉部のほうで、保育・幼稚園のほう、それぞれに分かれて所管でやっていくということでもありますので、どうかお力添えを頂きたいと思います。やはり、将来を担う子どもたちのためにも、適切に対応していただくよう、よろしく願いをいたします。

次に、ネットによりますと、こども家庭庁発足に伴い、幾つかの省庁が関連して、それぞれの施策を出しています。

資料によりますと、その中で、こども家庭庁においては、子どもの視点に立ち、年齢や制度の壁を越えて子どもの健やかな成長を支えるとのことであり、その1つとして、子どもや若者から直接意見を聞く仕組みや居場所づくり、また「こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように」という取組とのことではありますが、その1つとして、こども基本法の着実な施行として子どもの意見聴取、子どもの意見聴取とあります。この取組について市はどういった取組を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

ただいまお話がありましたように、国は、先ほども私も言及をいたしました、この「こども基本法」という、全部で本則で20条ぐらいにわたる比較的コンパクトな法律でありますけれども、この中に、子ども施策、いろんなものを推進するに当たってはその当事者である子ども、あるいはその子育てをしている家庭、こうしたところの皆さんの意見をよく聞いて、それを施策に反映するよう努めなければいけないというようなことが書いてございます。

郡上市においては、子どもさんの意見をお聞きする、あるいはいろんな子どもさんからの提案というものを重視するというので、これまでもこの場所で中学生による子ども、中学生と市長との「ふれあい懇談会」と申しますか、そういうようなものをやったり、あるいは中学生、高校生等を含めて、一般も含めてであります、広く郡上市のこれからをつくっていくためのGood郡上プロジェクトというようなものを提案を受けるとか、そういうような、できるだけそうした世代の人たちの意見をお聞きしたり、あるいはそれを、できるものは施策に反映するという努力をしてまいりました。

そういうことで、今回の「こども基本法」の法律の成立に、施行に伴いまして、一層そういう点については留意をしていかなければいけないというふうに思っております。従来から、対象を限っているわけではありませんが、「市長と語ろうふれあい懇談会」というような懇談会を皆さんの求めに応じて開くことにいたしておりますので、これは新年度、大いに、子どもさんとの懇談も大歓迎というつもりで、できたら、いろんなところからお声がかかることを望んでおりますし、私たちももしこちらから例えばこういう皆さんとこういうテーマで話せないかというようなことで、従来の「中学生ふれあい懇談会」にプラスしてですね、そうした機会も持てればというふうに考えておるところでございます。

いずれにしろ、こども基本法のそうした言わば理念に、精神にのっとり、私たちも、当事者である子どもさんの意見、あるいは子育て世帯の意見というようなものをできるだけ酌み取っていき

たいというふうに思っています。

またこれは必ずしも市長と子どもということだけでなく、教育委員会あるいはその他社会地域的な社会教育等の部面においても、学校教育あるいは社会教育、こういったところにおいても、いろんな意味で、子どもさんが参画をするということは大切なことだと思いますので、そうした点は教育委員会においてもまた、重要視をして、やっていってもらえればというふうに思っております。

従来からの学校教育における生徒会活動であるとか、あるいは社会教育における児童会であるとかですね、いろんな活動の場もありますし、また高校生の皆さん、あるいは中学生の皆さんが公民館活動等においても積極的に参画してくれているところもありますので、そういう意味で、まさに、この「こども基本法」の精神を先取りした形で一部活動は既に郡上では進められているというふうに思いますけれども、一層そうした点は大切にしていまいりたいというふうに思っています。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15 番（尾村忠雄） ありがとうございます。

いずれにしても、子どもの数も減っていくという中でですね、市の施策として、やはり子どもたちのために考えていただく政策を取っていただきたいと思っております。先般も、新聞によりますと、出生率が 80 万人を、子どもさんの、80 万人を切ったというようなことでありまして、また合計特殊出生率についても 1.33 と新聞には書いてありました。やはりこういったことを鑑みながら、せつかく国のほうで「こども家庭庁」を設立されたわけでありまして、市においてもですね、それぞれの担当部において、しっかりとやっていただきたい、そう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、郡上市土砂災害ハザードマップについて質問をいたします。

さて、最近の異常気象については、地球温暖化との関わりだといいますか、また地球温暖化による地球への影響はこのまま進むと世界はどうなるかと危惧するところでもあります。

最近、豪雨や大型台風などの自然災害が増えてきております。多くの人の命を奪う危険性のある地球温暖化は、世界で取り組むべき近々の課題と思っております。また、最近の台風は、大型化や豪雨が頻繁するものもこの影響の 1 つであるとされており、暴風雨や大雨による被害も甚大であります。それに伴って起きる洪水、また土砂崩れなどの二次災害も深刻になっております。

さて、郡上市も、こういった郡上市土砂災害ハザードマップを出していただいております。それぞれの自治体の皆さんには周知していただいておりますけれども、この土砂災害ハザードマップでは、レッドゾーンとかイエローゾーンとかいろいろ指定されておりますけれども、市民の方々にとっては、このマップによって、台風をはじめ豪雨のときなど危険場所、避難場所及び経路についても、この事前に調査して、安心、安全に避難することができると思っております。



そうした中で1点目、警戒区域、また特別区域——イエローゾーン、レッドゾーンでありますけれども、区域指定をはじめ多くの区域指定については、どんな調査を行い区域指定されているのか、またどこが調査されるのか。さらには、更新については何年ごとに制作されているのか、お伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

初めに、土砂災害に係ります警戒区域、通称イエローゾーン、特別警戒区域、通称レッドゾーンの指定に係る調査と区域指定につきましては、土砂災害防止法に基づき、共に岐阜県がこれを実施いたします。

次に、調査内容と指定に係る手順は、まず岐阜県が、土石流や急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形・地質等の状況、岐阜県は土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行いまして、岐阜県は結果を公表するとともに、市に通知をいたします。また、岐阜県が調査結果を地権者などの関係者に対して説明を行い、岐阜県から市に対し、指定に係る意見照会が行われます。そして、岐阜県が公示を行いまして、イエローゾーンとレッドゾーンが指定される、このような手順となっております。

次に、更新につきましては、平成19年から県による指定が始まり、平成25年に市内全域の指定が完了してございます。県ではこの期間の指定を1巡目と呼んでおりますけれども、現在進められている見直しは2巡目に当たりまして、必要の都度、見直しがされるものとお聞きしております。

また、市では、県が指定した年度の翌年度に、ハザードマップの見直しを行っております。

以上でございます。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。

やはりこういったことを市民の皆さんにも周知していただき、やはり、こういったすばらしい、市民の安全のために作られるということですので、アピールというか、そういったことも必要ではないかなというようなことを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害はいつ起こるか、分かりません。市が、市で言われるように「自らの命は自らで守る」という意識を持って災害に備えることが大切であると思っております。それには、土砂災害ハザードマップをよく理解し、また住民同士でも話し合い、有事のときには家族や友人たちみんなまで避難行動を取り、身の安全を確保するのに役立ててほしいと思います。

そうした中で、今まで安心して暮らしている中、マップ調査の中で区域指定になる場合もあります。そういった場合、市民への周知はどう説明されるのか。

また、市長公室で三世代同居等支援住宅補助金、また農林水産部では郡上市産材住宅建設等支援奨励金等々がありますが、市民の方々が住宅建設またリフォーム等を計画していた後に、後にですね、区域指定になる場合も、なきにしもあらずと考えますが、そういったときにはどういった対処をするのか、お聞きをいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、市民への説明、周知方法について、まずはお答えいたします。

方法は2つございます。

一つは、先ほどの答弁にございましたけれども、岐阜県が基礎調査を行った後の、県による地権者への説明でございます。この時点で、これまで指定されていなかった方についても、区域指定されることが知らされることとなります。

2つ目は、市によるハザードマップの配布による周知です。市では、県が区域指定を行った翌年にマップの見直し作業を行い、関係自治会に全戸配布を行うとともに、併せて郡上市ホームページにも掲載して周知を図ってございます。また、毎年実施をお願いしております自主防災組織の訓練におきましても、マップを活用した訓練をしていただくよう呼びかけ、お住まい周辺の危険度の把握に加えまして、避難経路の確認などをお願いしてございます。

次に、住宅を建築しようとしている場所が新たにレッドゾーンに指定された場合は、住宅の構造が土砂災害により想定される衝撃などに対しまして安全なものとなるよう、建築基準法施行令に定める構造上の措置が必要になります。また、住宅の全部または一部がレッドゾーン内であったり、あるいは計画敷地の過半がレッドゾーンにかかたりする場合は、土砂災害防止法によりまして、事前に建築確認申請が必要となり、住宅の周囲に擁壁などを設置して、土砂災害の衝撃などに対して安全なものとなる住宅を建築する必要があるございますので、この許可を得てから、建築していただくこととなります。

なお、同一敷地内の建て替えに係る擁壁設置に対しましては、郡上市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業費補助金がございます。費用の3分の1、上限112万円までを支援する制度でございます。

また、イエローゾーンに指定された場合は、指定自体は緩和されますけれども、建築基準法の適用に代えまして岐阜県建築基準条例に基づき、擁壁などの構造物の設置など、敷地への安全対策が必要となる場合がございます。

いずれにしましても、新たにイエローまたはレッドゾーンに指定された場合は、敷地に対する指定の範囲等によりまして一定の規制が加わることもございますので、詳細につきましては、建築確認を所掌します岐阜県に確認していただく必要がございます。

最後に、御質問の3世代同居の補助金等につきましては、今ほどの規制をクリアしていれば、個別の補助要件に応じて受給が可能でございます。

以上でございます。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15 番（尾村忠雄） ありがとうございます。

いずれにしても、事前の説明、これが第一かと思います。今、部長のほうから御答弁頂きましたけれども、いろんな制約の中です、事前に説明していただければ、いろんなことが少しでも解決できるのではないかなというようなことを思っております。

私も、不動産業者です、不動産業者の方が、指定されてないところを買っておいて、そこが指定されたら。そうした場合に、やはり指定されると高い値段で売れないとか、そういったこともあろうかと思っておりますので、それにはやっぱり事前の説明をしていただければありがたいなと思っております。

先ほど1問目でも御答弁頂きました、19年に調査をし25年に出されたというマップでありますけれども、この後また随時出てくると思いますが、その折には事前に市民の方に説明をしていただき、少しでもトラブルのないといえますか、そういったことも必要ではないかなというようなことを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

市長さん、また部長さんには、御丁寧な御答弁を頂き、ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、尾村忠雄議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定しております。

(午前10時03分)

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

---

◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（田代はつ江） 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） おはようございます。

それでは、許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。私もWB Cの話をしたいんですけども、話が止まらなくなりますので、もう大谷選手はとにかくすごいとい

うありきたりの感想だけ述べまして、質問に移りたいと思います。

市長は、施政方針におきまして、新年度の重点的な取組の5つのうちの1つに「脱炭素社会郡上」の実現を掲げられ、市民、行政、事業者が一丸となって取り組んでいくと表明をされました。また、一般住宅での自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の整備を促進するとともに、市内における再生可能エネルギー発電設備の整備が計画的に進められるよう、仮称「郡上市再生可能エネルギー基本計画」を策定するとされています。

一方、エネルギー価格の高騰等の影響を受け、令和5年度予算では、物件費は施設の維持管理に関わる電気料等が一般会計で3億3,178万円と、前年比8%を超える額となっています。脱炭素については、さきの予算委員会等でもいろんな御意見があったように様々な意見がある中で、市長がおっしゃるように、市民、行政、事業者が一丸となって脱炭素に取り組むためには、その取組がCO<sub>2</sub>等の削減にとどまらず、地域の活性化、経済合理性、災害への強靱化に資するものでなければならぬと考えます。

そこでまず、今までの取組を検証するために、先行して木質ボイラー化を実施した2施設の現状について、経済効率や省エネの観点からそれぞれ担当部長から、地域活性化の意義について農林水産部長から、さらにそれらを踏まえた今後の公共施設の脱炭素の在り方につきまして総務部長にお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、私のほうからは、木質ボイラー化した2施設のうち「明宝温泉 湯星館」について現状を報告させていただきます。

湯星館につきましては、平成26年度に、地域の間伐材を活用し、エネルギーの地産地消を実現することを目的に、まきを燃料とするボイラーとウッドチップを燃料とするボイラーの2種類を導入しております。当施設では、現在、木質ボイラー2台と灯油を燃料とする補助ボイラーの計3台を併用し、施設内の給湯設備、源泉浴槽の加熱、そして床暖房を運転しております。

その効果につきましては、本格稼働からコロナ禍前の令和元年度までの5年間の実績平均と導入前の実績値を比較し説明させていただきますと、まず灯油量の削減ですが、灯油ボイラーのみを使用していた平成25年度の年間使用量は約18万リットルであり、これを発熱量に換算すると、約6,600ギガジュール分をこの灯油によって発熱していたこととなります。導入後は、灯油の年間平均使用量が約3万5,000リットルであり、導入前と比べ81%削減されており、その削減された灯油による発熱量分を、まきとウッドチップの燃焼熱量によって置き換えたこととなります。また、木質ボイラー化によって灯油使用量が81%削減されたことで、排出される二酸化炭素も年間367トン削減したことになります。

次に、燃料コストであります。導入前は年間約1,700万円のコストであったものが、導入後は年間平均で約1,000万円となり、41%のコスト削減が図られております。

このように、木質ボイラー導入後は、環境面や燃料コスト面で効果がある結果というふうになっております。このことは、導入前と比べて、温泉の入り込み客数の減少や、まきを安定供給できる独自の仕組みによることなども要因の1つとして加わっていると考えられますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、私からは、明宝デイサービスセンターの木質ボイラーの状況について御回答いたします。

当施設では、まきを燃料とする木質ボイラーと灯油を燃料とする補助ボイラーを併用して給湯を行っています。

令和3年度実績における燃料の使用量は、まき38立米、灯油1万2,350リットルとなっております。灯油ボイラーのみを使用していた平成26年度の灯油使用量は2万1,975リットルで、9,625リットルの灯油の使用を抑制したこととなります。二酸化炭素の排出抑制について考えますと、木材のエネルギー利用は、待機中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルの考え方に即したものとなりますので、灯油の使用量を抑えたことは、二酸化炭素の排出量を抑えたことに直結していると言えます。

続いて、木質ボイラー導入による燃料コストの評価について申し上げます。

木質ボイラー導入前の平成26年度の燃料費の実績を基に、上昇した現在の価格で灯油ボイラーのみを使用した場合のコストを試算し比較したところ、現状の木質ボイラーのほうが年間で約73万円有利と見ております。

また、木質ボイラーを使用していない、ほかのデイサービスセンターとの比較においては、ランニングコストを利用者1人あたりに換算した数値を用いますと、明宝デイサービスセンターは、指定管理施設である8つのデイサービスセンターの中で平均より少ない支出額となっており、経費節減効果が高い施設として位置づけられます。

このように、デイサービスセンターへの木質ボイラーの導入後の検証においては、環境面での効果やコスト削減効果が立証できる状況です。

しかしながら、明宝地域において木質ボイラーが良好に稼働している背景としましては、まきを安定的に供給し、またボイラーの稼働を担うことができる地元の組織があることが有意的な条件となっておりますので、ほかのデイサービスセンターへの導入に当たっては、このような条件を整えることができるかといったところが課題となります。また、逼迫している介護現場の状況にも十分配慮しながら検討していく必要があると考えております。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、私からは、木材使用における地域活性化の意義について御説明をしたいと思います。

郡上市の山林についてですけれども、市面積の約9割を占めます森林のうち、杉、ヒノキを中心とした人工林が55%となっております。そのうち70.7%の3万5,211ヘクタールが間伐対象森林で、その多くが、間伐後、林地残材となっております。これらの森林資源の有効活用を目指しておるところでございます。

市では、地域住民の共同により、間伐施業に伴い生じます木材等の未利用材の搬出を促進して、森林を良好な状態に整備し、林地残材を地域の発展と地球環境保全のために有効活用する取組に対して補助を行っております。令和4年度には、市内4団体に対し、計924トンの未利用材の搬出等に対して支援を行っております。御質問頂きました2施設も、本事業の補助を受けて地域団体が加工されたまきを購入し、地域内の林地残材を有効に活用しております。

地域通貨で木材の生産を行い、地域内の商店等で消費喚起につなげている取組も実施をされております。まだまだ活用が少ない状況でございますけれども、今後増えていけば、地域内の森林資源、エネルギーの活用によって、地域内の経済効果が生まれるとともにですね、森林の持つ多面的機能の維持・保全につながるものと考えております。

今後、市内では木質バイオマス発電施設の計画があり、今以上に需要が高まるものと考えられることから、県補助事業等に注視しながら、政策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは最後に、今後の公共施設の脱炭素の在り方についてお答えします。

本市は、「脱炭素社会郡上」の実現を目指し現在策定を進めている「郡上市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、既存のエネルギーから、太陽光発電や森林資源を生かした木質バイオマスなどの再生可能エネルギーへと、エネルギー転換の促進を掲げてございます。

このため、公共施設においても再生可能エネルギーの率先的な導入を行うこととして、今後施設を新築する場合は、原則として太陽光パネルなどの再生可能エネルギー設備を設置する方向で検討してまいります。

また、既存の施設については、今後も継続して継続利用していく施設のうち、防災拠点となる庁舎や避難施設等について、主たる電源に加えまして、災害時や日常の保管的な役割としての設置を検討したいと考えてございます。設置時期は、大規模改修と同時期に実施することを想定しております。

今ほど説明がございました木質ボイラーにつきましては、特性として、給湯や暖房など熱源が必

要な施設に有効であると考えますので、そのような特性を必要とする施設を建設または大規模改修を行う際は、導入費用、維持管理費などの諸条件を検討した上で有効であると判断した場合は設置について検討してまいります。

なお、予算の都合もございますので、有利な条件の補助金など財源確保に努め、これら再生可能エネルギーへの率先転換に加え、省エネ効果の高い断熱材の導入、あるいはLED照明への切替え、電気自動車など次世代自動車の導入を図り、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

(11 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それぞれ御答弁を頂きまして、基本的には非常に効果が高いということが感じられました。経済的な観点からも、またCO<sub>2</sub>の削減の観点からも、また地域の活性化の観点からも、非常に効果が高い、成果が出ているなということを感じましたし、それぞれ課題もありますけれども、基本的な方向としては、先ほど最後に総務部長おっしゃったように、そういうような方向をこれから取っていくんだろうなということを感じさせていただきました。

続きまして、冒頭述べましたように、市は来年度、郡上市再生可能エネルギー基本計画の策定を目指されています。今もお話がありましたように、今でも様々な効果を上げているというふうに思いますが、この計画の策定が、さらに、本市の持つ、郡上の持つ可能性を広げていけるものではないかというふうに考えていますが、計画に込めた、込めたい市の今後の方針について、副市長にお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 青木副市長。

○副市長（青木 修） それでは、御質問にお答えをしたいと思いますけれども、お答えをする内容をタブレットのほうに要点として提示ができるようにしてありますし、議長さんからお許しを頂いておりますので、画面のほうを見ながら聞いていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、まず、郡上市再生可能エネルギーの基本計画を策定しようとする考えた背景についてお答えをしたいと思います。令和3年に地球温暖化防止対策推進法の改正を受けて、国の地球温暖化対策計画が閣議決定をされました。温室効果ガスの削減目標を、2013年度に対して2030年度には46%とすることがされました。それから、農山漁村再生可能エネルギー法と、もう一つ、エネルギー使用合理化法の法改正、いわゆる省エネ法ですが改正をされまして、国は地球温暖化対策として再生可能エネルギーの利用を進めようとしております。また、市でも、郡上市地球温暖化対策実行計画、いわゆる区域施策編を策定の過程で、再生可能エネルギーの生産とか活用の必要が確認

をされました。

こうしたことを受けまして、郡上市再生可能エネルギー基本計画を策定するという方向を選んだわけですが、その基本的な考え方と主な構成についてお答えをしたいと思います。

基本的な考え方としては、温室効果ガスの削減目標、46%の削減ですが、それを目指して、市内で再生可能エネルギーの生産が温室効果ガスの削減に果たす役割と、そして効果を示すこと。それからもう一点、再生可能エネルギーの生産と活用によって、いわゆるエネルギーの地産地消の考え方を取り入れること。この2点を基本的な考え方としております。

それを踏まえて、基本計画の内容として位置づけたいというふうに考えておりますが、全部で6点ございます。

1つ目として、地域の再生可能エネルギー生産の現状と、市内の環境や産業、市民生活の課題。

2点目として、郡上市での再生可能エネルギーの発電。これは小水力発電、それからバイオマス発電、太陽光発電などをいいますが、発電量の見通しと温室効果ガスの削減率。

3点目として、小水力発電、バイオマス発電、太陽光発電など再生可能エネルギー発電を推進する地域や区域を設定すること。逆に、災害防止とか、景観の保全のために、発電法によっては発電を禁止。これ禁止だけでなく、制限であったり、あるいはガイドラインになっている場合も考えられます。

4点目としては、再生可能エネルギーの発電を促進するための組織や仕組みづくりと、民間事業者と行政の役割や連携、それから協力の体制。

そして5番目ですが、再生可能エネルギー発電の設備の整備、それから発電事業の運営に関わる経費、そして売電によって得られる収入など収益の見通し。

6点目ですが、再生可能エネルギー発電の収益を活用した地域づくりの取組と、そのために、市と民間の事業者との連携あるいは協力体制。

以上、こうしたことを内容の構成としていきたいというふうに考えておりますが、こうした構成の中で、ある程度想定をしております、再生可能エネルギーを活用した地域の活性化を目指す取組についてお答えをしたいと思います。再生可能エネルギーの発電事業によって得られる収益を、地域課題の解決のための事業資金として活用することも計画に位置づけたいと考えております。

例えば、農地や森林、河川など美しく豊かな郡上の自然環境を守り、美しい水と空気を育むふるさとを次世代につなぐ事業。それから、100年先まで自然や歴史的・文化的景観を守って、豊かな体験ができる観光事業の推進。それから、発電と蓄電の一体化や安定した電力供給など、災害時に電力を確保して安心、安全な市民生活を守る事業。こうした事業を今のところ想定しております。

こうした事業の想定を踏まえまして、次にお答えしたいことは、計画、基本計画に描く地域づくりのイメージです。再生可能エネルギーの発電事業によって収益の一部を活用して地域課題の解決



に取り組む、こうしたことによって、資源の循環、それから共生型の地域づくりを進めていくことができるというふうに構想をしております。そのイメージが、今、皆さん方にお示しをしてあるイメージ図です。

簡単に申し上げますと、郡上の地域資源を活用した再生可能エネルギーの発電が行われて、これは、川を利用した小水力発電、あるいは公共施設や市の遊休地を活用した太陽光発電。間伐材とか風倒木、こういったものを利用したバイオマス発電。それから、道の駅とか公共施設あるいは観光施設に電気自動車用のステーションというのが設けられて、再生可能エネルギーの発電による電力が供給をされる。それからスノーリゾートとか、あるいはグリーンリゾートなど、地域の環境を大切に豊かな体験ができる観光事業が展開をされる。また、公共施設、市役所とか病院とか学校ですが、再生可能エネルギーの供給のネットワークで結ばれていて、防災あるいは物流とか避難、こういったものの拠点になっている。

以上、申し上げたようなことが、現在の段階で、再生可能エネルギーをこれからどう生産し使っていくかという計画の中で盛り込みたいという方針でございます。

以上でございます。

(11 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中やすひさ議員。

○11番(田中やすひさ) 私が冒頭申し上げました、災害に対する強靱化とか地域の活性化、また経済合理性といった観点からも評価できる取組だなということを感じさせていただきました。

脱炭素という、よいと言われるよいことが、やっぱり郡上がよくなることにつなげていくことが非常に大事だと思いますし、こういった取組は、日置市長がおっしゃっているような「ずっと郡上もっと郡上」に資するような取組となっていくというふうに思いますので、しっかりと計画を目指していただきながら、また議論を足していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

続きまして、第2点目の質問に移らせていただきます。

事業承継について質問をさせていただきます。

事業承継は、三方よし、四方よしの成果が得られるものであると考えます。本市は全国的にも商工会を中心とされ、先行して取り組まれています。これは創業に比べ廃業が多いという危機感の表れから始まったものとも聞いております。

昨年、商工会が各事業者の後継者の有無などのアンケートを出されましたが、約2,000社にアンケートを取られたところ、回答があった587事業者のうち、後継者候補がいる事業所は約41%ということでありました。つまり、6割は後継者候補がないという状況であり、単純に、アンケー

トを送った全ての事業者がこの結果を当てはめると、約 2,000 の事業者のうち、後継者が定まっているのは 800 事業所ということになります。

アンケート結果を頂いた事業者のうち、代表者が 65 歳以上の事業者が 4 割を占めるため、現段階で事業承継をさらにてこ入れしていくことが非常に重要であると考えます。市として、このアンケート結果について、また事業承継の意義につき、どのように捉えているか、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

事業承継につきましては、近年では中小企業、小規模事業者の経営者の高齢化に伴いまして、全国的にも経営者にとって大きな経営課題となっております。

郡上市におきましては、平成 26 年に、地域経済と雇用維持を図ることを目的といたしまして、郡上市商工会と行政と各種関係機関連携による郡上市商工会事業承継支援センターを設立し、事業の引受希望者と引渡希望者の双方を把握するとともに、そのマッチングを行うことで、円滑な事業承継を支援してきたところでございます。また、事業承継への支援環境を整えるために、各地域には支援員を 1 名ずつ配置し、事業者の休廃業を減らすための活動も積極的に行っているところでございます。

議員言われましたとおり、郡上市商工会では、今後の事業承継支援センターのさらなる活動に生かすことを目的に、事業継続への考えや抱えている課題等に関する事業者アンケートを、昨年の 11 月から 12 月にかけて実施をしております。

調査対象件数は郡上市商工会員の 1,954 件で、その回答件数は 587 件の回答率 30%となっております。

ここで、アンケートで注意、結果で注目すべき点は、議員も言われましたが、後継者がいないと回答した事業者が 587 件中 345 件あり、全体の約 6 割を占めていたこと。そして、その中で後継者がいないと回答した 345 件のうち、廃業すると回答した事業者が 198 件の 57.4%であった点であります。

その一方で、事業承継したい、後継者がいないので相談したいと、この前向きな回答は約 4 割あり、これらの事業者の方を廃業へと意識を移行させないような取組も急務であるとも思っております。

少し乱暴な計算ではございますが、全回答件数に占めたこの「廃業する」という回答した割合、約 3 分の 1 の結果を市内全事業所数の 2,818 事業所で換算をしますと、940 事業所が廃業することとなり、このことは、現在の市内年間総生産額約 2,550 億円が 850 億円減少し、また市内年間民間消費額 709 億円のうち 236 億円が市外へ流出することを意味いたします。

今申し上げたことはですね、あくまでも今回の調査結果を単純計算した試算によるものでありまして、社会情勢によって新たな産業も生まれ、新たな起業者も生まれることから、そこまで悲観的に捉える必要はないのかもしれませんが、郡上市にとっては大きな経済損失であり、このような事態にならないように危機感を持って休廃業者の増加を食い止め、同時に新たな起業者の増加を図る必要があると考えております。

廃業によって確実に、これまでの取引先や従業員、技術力、そして事業ノウハウなどは失われるわけであり、特に伝統技術等によって受け継がれてきた地場産業や郡上市のブランド品などはできる限り次世代へ継続していくための重層的な事業継承支援というものが必要であるというふうに考えております。

今後におきましても、事業承継支援センターとの連携を深化させながら、これまでの事業承継支援事業などの継続と、そして新たに起業等を目指す方のためにも、創業塾や資金融資制度、そして空き店舗等活用事業補助金など、事業承継と新たな起業への双方の支援によって地域経済の発展と雇用維持を下支えしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(11 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 事業承継というのは、まさに地域承継でもあるなということを感じたわけですけども、まさに、このままの状況でいくと、暗い未来を予想すると非常に郡上市にとっても経済的にも大変な状況になっていくと。何とかここでこ入れをしていかなくちやいけないなということは共通の認識だということを感じさせていただきました。

事業承継を実現するための鍵は、いかに売手と買手を増やしていくかにあるというふうに考えます。登録業者の掘り起こしを、今部長がおっしゃったように商工会、支援員の方などが行って見えますが、登録を増やすためには人件費等の支援もまた必要になってくるのではないかとこのように考えますし、さらに買手にとってのインセンティブも重要であると考えます。例えば市内企業同士のマッチングにおいては、金融機関とタイアップした融資制度や事業再構築のような補助、雇用を増やした場合の奨励金なども考えられますし、移住・定住施策としての側面から見た場合は、市外からの移住と市内事業者のマッチングを図る場合の住居の紹介などの連携が十分かということについてもお伺いをしたいというふうに思います。

また、事業承継センターにおいても、業務を拡大する方針であるということをお伺いしております。市も同様の業務を行っている場合、重複する場合は専門家に任せて役割分担をし、市はサポートをしてバックアップしていく、それが全てのプレーヤーにとって有意義であると考えますが、いかがでしょうか。担当部長のお考えをお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

事業承継の実現のためには、買手である引受事業者と、特に売手である引渡事業者の登録を増やすということが重要であります。このため、事業承継支援センターでは登録事業者の掘り起こしを、センターの幹事長をはじめ地域支援員、委託事業者の9名が主となって、商工会の経営指導員と連携しながら実施をしているところであります。

市からの支援といたしましては、事業承継支援センター活動を商工会特別活動の事業承継事業に位置づけをいたしまして、人件費を含む総事業費に対し補助を行っております。令和5年度からは、総事業費に対する補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、約200万円の活動補助金を計上させていただいたところでございます。

買手である引受事業者へのインセンティブにつきましては、行動初期の支援として資金融資制度や国・県等の補助制度などへの相談や申請手続等支援を商工会経営指導員が担い、移住者が希望する住居紹介につきましてはセンターの構成員であります郡上・ふるさと定住機構が担うなど、各関係機関が連携し対応をしているところでございます。また、市においても、店舗改装経費の2分の1、上限50万円を補助し、家族承継や第三者承継を支援しているところであります。

以前、この事業承継者を対象に行った調査、聞き取り調査では、事業承継支援センターの紹介やマッチング、そして商工会の融資制度を含む経営指導、市の補助制度など、これらのサポートについては非常に満足をしているというような回答も頂いたところでございます。

事業承継支援センターの令和5年度の取組といたしましては、3本の柱を重点に掲げ、1つ目は、後継者がいない高齢の事業者に対し積極的アプローチを行い、引渡事業者の登録を増加させること。2つ目は、引渡希望者の情報をインターネット配信するとともに、市内道の駅や関係機関等へチラシを配布して、事業承継希望者を幅広く募集し、マッチング件数を増加させること。3つ目は、センター開設後の事業承継事業者を対象に聞き取り調査を実施して、地域支援員が共通認識で経営相談等が行えるマニュアルの策定や、積極的に事業承継先のフォローアップを行うという、この3点でございます。

また、議員言われましたとおり、事業の拡充としてですね、支援センターのほうでは、市内空き店舗の情報発信を事業承継スキームに組み入れることを行うということを検討されているということとあります。

市におきましても、地域商業の活性化のため、従前より事業者支援として空き店舗等活用事業補助金や空き店舗の情報を発信しておりますので、今後は情報発信の点においても連携を進め、受け手側にとって、より多くの情報に触れる機会を提供していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、事業承継支援センターでは、市を含め各関係機関が一堂に会する幹事会が定期的に開催されておりますので、今後もよりよい連携が図られるよう努めてまいりたいとい

うふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(11 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） この事業承継について先進地に何かお話を聞きたいなという、視察をしたいなと思っていたんですけども、まさに、商工会の皆さんや事業承継センターの皆さんの頑張りで郡上市はまさに先進地となっていますので——ですが、さらにてこ入れをしていくことは、この議論で分かったかなということを思いました。

アンケート結果について強い危機感を担当部長がお持ちになって対応していただいていることに非常に頼もしく思いましたけれども、まずは問題提起とさせていただきます、議論しながら、さらに郡上市の事業承継が円滑に進んでいくように、それが地域の活性化につながっていくように取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き議論させていただければというふうに思います。

それでは、時間を余らしましたけれども、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時53分)

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

---

◇ 清水敏夫 議員

○議長（田代はつ江） 17番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） はい、17番 清水でございます。議長の許可をいただきましたので、今日は、大きくは2項目について質問をさせていただきます。WBC級でいけば3番バッターなんですけど、市長の160キロ以上の剛球と変化球で空振り三振に終わらないように、ひとつ御協力のほどお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

まずは、今日、タイトルにいろいろなりましたけれども、どうする日置市長。市の大人の歩みとはなんていう大上段にかかったテーマを掲げましたが、実は中身を考えていましたら、なかなかなかったのが実態でございます。それにはなぜ至ったかということ、ちょっとだけお話をさせていただきます。実は市長コラム、72番目ですかね、郡上プラス3月号に市長さんのコラム出とりまして、どうする吉田川、波乱の生涯、どうする続きだったもので、これを読んでみ

ましたら、まずちょっと紹介しますね。

今年のNHK大河ドラマ、どうする家康が始まりましたと。関ヶ原の合戦があつて勝利を収めたんですが、その1年後に数え年 75 歳の生涯を終えた徳川家康。その生涯は絶対絶命の危機や苦難に満ちたものであり、どうする家康、どうする家康と人生のターニングポイントの連続であつたようです。家康は何か 75 歳ですが、一番長生きされたのは 78 歳くらいに逝かれたのかな、最後の15代将軍、76歳とか言われておりますけれども、そんな中で、その当時の15代将軍の平均年齢を見ますと、51.5歳というふうにデータがありましたけれども、そんな中でそのターニングポイント、要するに変わり目というか分岐点がたびたびあつたと、その戦乱の時代には。

ところでそれを、今度は市長はいみじくも、さてこの家康と同様、危機と苦難に満ちた生涯をどうする、どうすると選択と決断の連続で乗り切つたのが、郷土郡上の武将遠藤慶隆公であつたと。戦国の世から近世の郡上を開いた武将であり、郡上の歴史上ではその波乱の生涯にもっともっと光を当てて、注目をしてもよい人物だというふうに、家康から慶隆へとつないでいただきました。

そのことを踏まえたときに、そういえばこの家康公から慶隆へつないだその思いというものは、要するに日置市長とダブるようなところがあるかなということをおもったわけです。そこで、市長のコラムをちょっとパクつたような形でやりましたけれども、当市の日置市長も、就任以来、どうする郡上、どうする市長という、その選択と決断を迫られながら、でもずっと郡上、もっと郡上をテーマに乗り切つてこられたこととおもいますので、そのことと重ね合わせて、今日の一般質問の1番目のタイトルをどうする日置市長、どうする日置市長とさせていただきますので、格段の意味はございませんので、他意は。御理解と御協力いただきながら、市長の思いを聞きたいというふうに思います。

さて、市長の令和5年度施政方針の基本方針と申しますか、その中で当初に述べられた基本方針の中を少し読み上げさせていただきます。1ページの下段のところ、まず1つ目は、合併市制施行20周年記念を迎えるに当たつての対応ですと。本市は、令和6年3月1日に合併20年を迎えます。

振り返ってみますと、私が市長に就任した平成20年は、合併5年目を迎えた新生郡上市の第2ステージの始まりの年でありました。人間でいえば、体と心が発達し、社会性が芽生える園児の頃であり、当時、市民、市議会、市職員との3つの対話と協調を重視して、市政を推進することを市民の皆様にお約束し、これまで都市自治体としての一步一步を刻んでまいりました。

それ以来15年、まもなく19歳となり、民法改正により既に大人としての歩み出しをしている年齢であります。しかしながら、本市においては、人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷をはじめとして、解決すべき課題が多くあることから、満20年を節目として、これまでの市政の検証を行いつつ、将来に向けての持続可能なまちづくりの取組を市民協働で進めてまいりたいと申しますと

いうふうに、冒頭でおっしゃっていただきました。

私もこれを伺いながら、今までのことも市長の思いの中でいろいろと巡るものがあるのではないかと、このことを思いまして、全国的な課題であります人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷など、本当にまだ依然として課題は山積みの中、持続可能なまちづくり、郡上づくりのために、いよいよ大人としての歩みを始め出すこの時期に当たりまして、令和5年度の予算も踏まえまして、今までの市政運営への節々の、市長1期目、2期目、3期目、4期目と、それぞれに多分、ターニングポイントがあったのではないかと。

財政問題から始まって、今までの歩みの中での思いを少し述べていただきながら、令和5年度予算を踏まえた、これからの持続する郡上づくりについての思いを、思いの丈をどうか述べていただきながら、私のどうする日置市長、市の大人の歩みというものを、これからお伺いをしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、まず最初に、市長コラムを読んでいただきまして、どうもありがとうございました。毎月、駄文を重ねておりまして、いつも何を書こうか、油汗をかきながら書いているところでございます。あの中で、先ほどおっしゃいました家康は関ヶ原の戦いを戦って、その後十五、六年ですか、後の大阪夏の陣を経て、それから1年後に亡くなったというように書いてありますが、幕府創設という大業を成し終えて、本当にあとゆっくりする間もなく1年ということで亡くなられたんだと思いますが、それにしても当時としては大変な長生きであったというふうに思います。

それに比べまして、我が郡上の遠藤慶隆は、ちょうど関ヶ原合戦の前、1600年の月もほぼ9月、八幡城の戦いは9月1日、2日ぐらいだというふうに聞いてますけども、その後、半月ぐらい後に関ヶ原の戦いがあるということですが、いわゆる八幡城を奪還をするということをしながらか、そして幕藩体制が移っていく中で、郡上藩主になり、郡上藩を創設していったということではありますが、関ヶ原の戦い以降は、各武将は戦で功績を挙げるといふよりも、その後の徳川の世の中づくりということで、随分、名古屋城であるとか駿府城であるとか、いろんなどころのお城造り、そのための普請、あるいは要材を調達するとか、そんなことに遠藤慶隆は非常に徳川家に尽くして行って、そして随分、言わば今日ふうには言えませんが感謝状をもらっているような実績もあるんですけども。

そんなことで遠藤慶隆は家康、秀忠、家光の将軍3代に仕えて亡くなったということですが、しかも、確かそこに八十二、三歳と書いておりましたが、当時としてはさらに家康よりは長生きをしながら、しかし常に気の休まる時代はない、そういう中で、言わば幕府への忠誠を、忠義を励むと

もに、また一方ではこの郡上八幡、郡上の国づくり、まちづくりに努めたという一生だったんじゃないかなというようなことで、振り返らせていただきました。

それは別に、私は特別の思いを込めてというわけではなくて、そんな人がいたんだよということで紹介をさせていただいたんですが。話は戻りますが、確かにお話がありますように、平成 20 年に市長に就任をさせていただきました。非常に緊張して、市長に就任をした覚えがございますが、当時これをやりたいなと思いましたが、まだ合併 4 年ほどたったところですので、どうしても旧町村の意識とか、いろいろ郡上全体に対する思いとか、一体感というようなものをつくるのはなかなか難しいという中で、やはり早く、言わば郡上市民として一体感をつくっていききたいなというようなことで、そういう中で公平、公正な市政を展開して、推進していききたいというようなこと。あるいは、何といてもこの郡上市民が生活する郷土ですから、みんなが元気に生活できるようにということ。

それから 3 番目として、当時やはり想像する以上、今以上にやはり財政難という問題が、両肩にずっしり重かったのを覚えております。しかし、財政の健全化ということとともに、必要な事業はやっていくと。あるいは逆の言い方をすれば、必要な事業を続けながら、財政の健全性を守ると。こんなことをやっていかなければならないなという思いで、進めていったような思いがございます。そうして今日に至るわけですが、まさにこれは今日、市民の皆さん、市議会の皆さん、市の職員の皆さん、そうした大きな皆さんのお力があって、今日に来ているというふうに思っております。

いろんなことをやってまいりましたけれども、一定の成果は上げつつ、相変わらず課題が尽きるということはないというふうに思っております。次から次へといろんな課題が出てくるもんだというふうに思っておりますが、いずれにしろ、そうしたこれまでの期間に、特に私としては、郡上学というようなことで、先ほどの一体感の醸成や、それからやはり郡上のこれまでと今を知って、そしてこれからの郡上のことを考え、実行していくという市民像といいますか、そういうようなものをつくっていければというふうに思いましたし、また子育てというようなことで、これも今も子育てが先ほどもありましたように大きな課題であります。子どもさんたちの医療費の負担の実質無償化であったり、少子化に対応するがんばれ子育て事業とか、いろんなことも試みてきたというふうには思っております。

例えば一例を申し上げますと、医療費の無償化についても、確か思い起こしてみますと、最初はどれだけかかるか分からないので、恐る恐る、まず入院費だけの無償化をやり、その次に通院費も含めてやり、そしてさらに高校生まで含めた実質無償化をするというような形で、言わばすり足で一歩一歩というような歩みではなかったかなというふうに思っております。

それから平成 29 年度頃から提唱いたしました観光立市郡上というような取組、こうしたことも進めてまいりましたが、今ここへ来て、特にコロナというような思いもよらぬこともございました



し、もちろん常に変転極まりない国際情勢の中では、就任直後もリーマンショックというのはありましたけれども、また今もいろんな経済の変動というものはあります。こういう中でしっかり市政を取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

財政のほうにつきましては、皆様の、議会の大きなお力のおかげで、なんとか当初抱えておりました市債残高をかなり大幅に削ってまいりましたが、そしてまた実質公債費率というのも、最高の年には21.8%ぐらいまでいきましたが、今11%台ぐらいまでまいりました。しかしこの前、長期資産をお示しましたように、これからの課題を考えますと、再び13%、14%ぐらい近くにはやはり上らざるを得ないということで、財政運営も相変わらずこれで楽だという時代は、郡上市にとってはなかなか永遠にやってこないのかもしれないというくらい思っております。

そういう中で、今年度、お話しございましたように、冒頭、各分野別の施策を申し上げる前に掲げたことは、御指摘もありましたけれども、人口の減少にどう立ち向かっていくかということでございます。相変わらず少子化というものは、やはり先ほど全国の出生も令和4年は歴年で80万を切ったというお話がございました。郡上市も、2月までの出生児数で163人と、こういう数字になっております。あと1か月ですので、この間に17人以上生まれてくれないと、180人へ到達しないんですが、たぶん月によって変動がありますので、180人には行くのではないかと密かな期待はしておりますが、相変わらずそんな厳しい状況でございます。

そういう中で、人口減少、地方創生という問題については、もちろん人口ができるだけ減らないように、出生児数を多く確保するということがありますし、また移住、定住というような施策、こういうこともやっていきたいと思っておりますが、さらにやはり人口が減少するという状況を直視して、皆さんが生活に困らない仕組み、生活の仕方をしていくにはどうしたらいいかというようなことを、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

また、産業の発展というようなこともございまして、今年打ち出しました大矢元の工業団地の造成でありますとか、また今コロナの状況が何とか収束に向かいつつありますので、再び観光立市郡上については勢いをつけていきたいとか、それから先ほど来、お話がございました新しい課題としての脱炭素社会というような取組、それからまた最近言われておりますDXの推進といいますが、いわゆるデジタル技術を使ったいろんな行政、産業、地域、様々な面における変革というようなこと、こういうようなことにしっかり取り組んでいければというふうに思っております。

いろいろ皆さまに御指導いただきながら歩いてきておりますけれども、いつになってもやっぱり新しい課題は次から次へと出てきて、どうする郡上市、どうする市長と、どうする、どうするの連続だろうと思っております。どうするというときに、大人としての対応というのはあるのかということですが、私は成人式のときに新成人の皆さんに大人になるとはどういうことか、みんなで考えてくださいという式辞を言うておまして、じゃあ大人の市政というのは何だろうというようなことを考

えますが、どうするという事は、これは人生において、あるいは公私にわたって、大小様々な選択課題、問題に突き当たりますが、まずどんな状況に、問題に突き当たっているかということの状況認識を客観的にできることと。

そしてそれをじゃあ、どういうそれを克服していくためには問題意識を持ち、課題を設定するか、そしてその課題を解決するためにはどんなハウツーで、方法でそれを切り抜けるか。そして実際に考えたことを実行する。そしてその実行した結果をまた謙虚に受け止めて、これは他人のせいではなくて自分の責任だと思ふというようなことで、様々なことに突き当たったときに、もちろん他人のいろんな知見を広く持ってやるということも大事ですが、最後は自分自身の頭で考えるという、自分の頭で考えるという、市民の皆さんにもそういう思いと、そして実行するということ。

そしてその結果は自分たちが選択してやったことだものということで、その責任をしっかり取って、そして次へ進むと。言わばPDCAのサイクルを回していくというか、そういう対応が必要で、郡上市政も、行政の面においてもそんな形で、常に状況を客観的に認識しながら、最後は自分たちの頭で考えて、自分たちで力を合わせて行動をし、事を起こし、そしてその結果をまた謙虚に受け止めていくと。そしてさらに次の挑戦をしていくと。こんな市政が展開できればいいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。一緒に頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 市長には本当に心のこもった答弁をいただきまして、まさにこれでございます。ペッパーミルでございますが。本当にいろんな意味で、人生もそうなんですけれども、課題との、難題との連続をクリアしていくということがひとつの生き様であったり、政治もそうなんだろうと思ひまして、どうする、どうするという意味で課題を投げかけるんじゃないで、自ら内面的なものからそれも編み出していく、越えていく。今の家康の、新しい意味の家康を今ちょっと映像化して、大河ドラマでやっていますけれども、本当に難題を楽しみに変えるくらいな気持ちで乗り越えていくという意味では、今のこれからの日本の自治体、郡上市ももちろんそうですけれども、人口減少を克服していく場合の、やっぱりそこにおる人たちがしっかりとそのことを、足元を見て、工夫して乗り越えていく力がなければならないのかなということをお知らせされましたが、共々に私たちもそれに向かっていきたいなという気持ちであります。そうすれば、郡上市の未来はきっと光り輝くものになるのではないかなという思いをしながら、今、市長の思いをどうする、日置市長を聞かせていただきました。

たまたま、先ほども言いましたけれども、この郡上プラス、地方情報誌とございますが、これは県下でいろんなところで出されていまして、それぞれに市長コラムの欄がありまして、市長さんも書

いておられますけど、郡上市のものしか特に見ていないんですけど、読者のコラムの中に日置市長さんのコラムを楽しみにしてますよというのが毎回出てるんですよ。

そういうことを思うと、やっぱり市長自らがこれ筆を取って、努力しながら熱い思いをかき取ってもらっているのではないかなということは、ちょっとそういうのを見ながら、よそのやつもちらっと見ながら誇りに思いましたので、それはひとつ市長としての動きですけれども、そういうことを積み重ねが、やっぱり郡上市の市民を盛り上げていったり、我々も含めて高めていけるものかなと。その課題を持ちながら、やっぱりこれからも突き進んでいきたいと思っておりますが、本当にそういう意味では、さらにこれからもどうする郡上市長を呼びかけながら、また私たちも質問をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、どうする郡上市の2番目でございますが、2番目は関係人口の創出と拡大という定住の促進はというテーマにさせていただきました。これも市長の今のお話とかぶる点はありますけれども、3点ばかり上げさせていただきましたが、既にレジュメで表現しておりますので、述べさせていただきますが、これは関係部長からの答弁でお願いしたいと思っておりますので、3点、一応まとめた形で質問させていただきますので、部長よろしく願いしたいと思います。

まず1つ目は、令和5年度の市の自治・まちづくりの方針の項目の中で、市の新たな取組として、SNSを活用した情報発信のシステム構築を考えておられるが、ということが書いてありましたけれども、ちょっとこの文面だけではどんなシステムなのか分かりませんので、ちょっとアナログ世代にも分かるように教えていただければありがたいなと思っております。

それから2つ目は、和良町のほうで平成22年頃から取り組まれている、徳野貞雄先生というのを中心にしたT型集落点検というのを行われておりますが、もうかなりの年数がたっているので、その成果とあるいは概要。またこれは市内全域というわけにはいきませんが、例えば明宝地域のようなところでは、こういったこともやっぱり取り組んでいく必要があるのではないかなということをお聞かせしたので、こういうことへの地域への導入についてどんなものかなということをお聞きしたいと思います。T型集落点検についても、少し分かれば教えてほしいと思います。

それから3つ目は、これも同様なんですけれども、やっぱり和良町でT型集落点検と進められていますが、合わせて空き家対策移住促進事業ですか、これは平成27年度からなんですけれども、7年目ながら、46世帯95名という移住定住をされているということをお聞きしました。これには移住相談やケア案内などを一生懸命やっておられるということもあると思いますが、これらの取組については、郡上市ももちろん真剣に取り組んでいただいておりますけれども、こういった結構前向きに一生懸命やっている地域がありますので、そういったところをひとつの市の今後のヒントとならんかなということをお聞きしながら、同じ郡上市の中で頑張っておっていただきますので、市のそういったことについての捉え方について、お伺いをしたいと思います。

以上3点をくろみまして、担当部長さんよろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それではお答えをいたします。まずシステム構築に向けた関係人口や移住・定住、これらにおける課題でございますが、これまでに首都圏向けに関係人口獲得の取組としまして、東京郡上人会や郡上藩江戸蔵屋敷などの事業を実施してきておりますが、その他都市部で行われる、郡上の恒例イベントでありますとか事業、市のイベントに継続して関わる方々など、全国に潜在している関係人口と、その具体的人数がしっかり把握できていないという課題がございます。また、郡上の若者は進学にあたりまして、多くが市外へ転出するということから、転出先の地域を把握したり、情報を届けたりするなどのつながりを持つことが難しい点が、Uターン獲得の課題として挙げられるというふうに考えております。

これまでもホームページでありますとか、SNSなど様々なチャンネルを駆使しまして情報発信を行っておりますが、Uターンの可能性のある市内出身者をはじめ、将来、移住や関係人口となり得る層がフォロワーとなり、実際に郡上と関わる行動につながっているのかについては、各サイトの無料の閲覧分析機能だけでは、効果の十分な検証ができないところを課題として認識しております。

近年は、移住・定住以外にも、二地域居住でありますとか、ワーケーションなど地方との関わりが多様化する中で、市内でも多くの公的機関や個人・団体がウェブ上で地域の情報を発信しております。各事業や団体の専用ホームページは、情報の蓄積として今後も必要であります。最初の情報取得につきましては、SNSに移行してきており、郡上に興味と関わりを持ち続けてもらうよう、的確なタイミングでSNSから情報発信を行うことが、他地域に人材が流れるのを防ぐためにも必要であると考えまして、今回のシステムの構築に至っております。

システムの概要と機能というところでございますが、都市部に向けたSNSの情報発信は、フェイスブックでありますとか、インスタグラム、ツイッターを使うことが多く、これらのSNSにつきましては、拡散力が優れているものの、個人の反応も全てオープンになるというようなところから、プライベートの内容を含む移住相談などを行うには、別途電話やメール等に切り替える必要がございます。

そのため、今回の関係人口等の獲得のプラットフォームにつきましては、LINEに付加機能を付けたシステムを構築する予定でございます。LINEはメールマガジンより開封率が高く、一斉配信と個別の双方向対話が可能であることなどの利点が多いことが分かってきております。LINEという既存のアプリケーションを活用することから、ゼロから制作するのと比べて初期構築費用が低額に抑えられることも可能であり、またデジタルマーケティングを導入し、既に登録会員が2万人を超えている郡上市観光連盟のTABITABI郡上とのシステム連携も検討して

おり、観光人口からのいざないも期待できるものと考えております。

具体的な付加機能については、今後契約する事業者と協議の上進めていくこととなりますが、運用としては主に次のようなことを考えております。議長さんに許可を得まして、タブレットにシステムの概要の資料を用意しましたので、こちらのほうで説明をいたします。

1つ目としまして、LINEの友達登録のQRコードを発行しまして、まず登録をしていただきます。なお、QRコードはイベントや企画ごとに発行いたしますので、何が縁で関わりを持ったのかを把握することができます。

2つ目としまして、登録後、まずは属性や興味関心を把握するためのアンケートに答えていただきます。このアンケートによりまして、年代、居住地域、郡上との関わり、また関心ある分野や配信希望内容を選択していただくというところでございます。

3つ目としましては、リッチメニューを設けまして、ニーズの高い情報、掲載先やQ&Aを自動表示させます。

4つ目の機能としましては、相談を受けたい人、情報の詳細を知りたい人は、同じトークルーム内で個人的な問合せをすることが可能で、相談業務や必要な市や機関につなぐことなどの支援が行えるというものでございます。

タブレットの説明は以上でございます。

今回のプラットフォームは、郡上に様々な関わりを持つ都市部の人材情報獲得と集約を目指すとともに、関係人口や移住・定住に関する郡上市の情報を、個々のニーズに応じて必要な情報を得られやすくする、利便性も兼ね備えたシステムとなるよう、構築を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、和良町のT型集落点検のことですが、T型集落点検については、熊本大学の徳野名誉教授が考案されまして、名前の由来としましては、夫・妻・子を家系図に描いた際の形と、徳野教授の頭文字から取られたもので、同居していない子どもなど、他出した世帯も家族としてカウントし、真の家族と集落の実態を把握するという調査方法でございます。

この調査では、世帯は同一居住空間で生活を共にしている集団、家族は空間を超えて居住している人も含めた近親者からなる集団と定義し、一見すると65歳以上が50%以上の、いわゆる限界集落も、子や孫が近隣に居住して頻繁に行き来しているのであれば、地域の担い手となり、集落や地域活動の維持につながると提唱されております。市内では、和良町において平成22年から26年まで、毎年3自治会ずつ5年をかけまして、町内の全15自治会のT型集落点検が行われております。

和良町における成果でございますが、住民が参加して家族の状況を把握するだけでなく、地域の課題や資源を見つめ直すことで、地域や集落が活性化し、存続していくためのアイデアを住民たちが出し合うよい機会となっており、中でも、点検後、5つの自治会は夢ビジョンが策定され、祭

礼への他出子の参加や集落マップの看板の設置、歴史本の発行や資料のデジタル化、サロンの開催などのプロジェクトが行われました。また、集落点検によって町内の空き家の多さが浮き彫りになったということで、和良おこし協議会が中心となりまして、空き家を移住者に提供する取組につながっております。

各地域の導入というところがございますが、T型集落点検は、他出子、集落外にいる子や孫、親類等のつながりを掘り起こし、ふるさとへの思いや関わりを深めてもらうという情報を伝えることで、集落の存続やUターンの獲得にもつながりやすいと考えられます。地域によって集落の成り立ちや事情は異なりますので、全ての地域への導入が適しているのか一概には言えませんが、地域外に住んでいる家族との関わりを得ながら、集落の維持や課題解決を住民自身で考える機会を持つことは、大変有意義なことであると考えます。

徳野教授は、和良地域とは関わりを持ち続けてくださっておりますので、今後、T型集落点検の導入を検討される地域や自治会については、市として導入の支援を考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、移住・定住、集落づくりの和良町の取組の特徴と評価という点でございます。和良町におきましては、T型集落点検によって多くの空き家があることが分かりまして、振興事務所、地域協議会、自治会の協力の下、和良おこし協議会が中心となって、平成27年度より空き家を活用した移住促進の取組を進めてきております。和良おこし協議会は、移住をトータルでサポートしますコンシェルジュとして、空き家物件の大屋さんと移住希望者の橋渡しを行うほか、仕事や補助金などの紹介でありますとか、都市部とは異なる田舎ならではの近所付き合いや集落活動など、リアルな暮らしの情報提供やつながりづくりを、移住前後にわたって丁寧に行ってきたことが、移住・定住を実現する成果となって現れているのではないかと、評価をしております。

市内外から集まる有志の住民グループである和良おこし協議会が、地域の様々な人の理解と協力を得ながら、空き家対策以外にも、田んぼオーナー制度などのイベントでありますとか、和良鮎の釣りやホテル鑑賞などの体験型ツーリズムの開催など、都市部の人々や若者が和良町に関わる窓口として機能し、それらに長年関わり、事業を牽引するキーパーソンがいることも、成功の大きな要因であると捉えております。

豊かな自然をはじめとする、郡上の多様な資源に魅力を感じて移住したいと思われる方も、住まいや仕事、各種補助支援、地域との関わりなど、様々な点を移住の判断材料にされることから、その情報を的確に伝えまして、必要に応じて適切な人や機関につなげることが、移住検討者の不安を軽減し、郡上へのスムーズな移住の実現につながると考えております。

郡上市は7つの地域、さらには学校区、自治会ごとで多様な地域づくりや集落活動が行われているというようなどころから、和良おこし協議会をはじめとする地域づくり団体や、各振興事務所と

の情報共有や連携を密にしながら、移住・定住希望者のニーズに応じた移住・定住の支援を進めてまいりたいと考えております。また、近年は和良町以外にも地域協議会や地域づくり団体による空き家の利活用や、都市部の人との交流イベントや拠点づくりなどの取組を検討している地域もございますので、和良町の取組をひとつの好事例として紹介しまして、各地域の取組を促進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 三輪部長には、丁寧にご指導いただきまして、ありがとうございました。いろいろ先進地がございますけれども、全国にも、こういう近いところでも一生懸命頑張っておっていただける地域があるなということを思いましたし、先般、ちょっとその話でいったときに、1人の人がちょうど入ってきてくれまして、どういう目的で郡上へ住み着くようになったのかと聞いたときに、仕事とかそういうことは二の次だったと。とにかく全国でいろいろ募集要項を見たりしたときに、和良に来たときの、キーマンがとそこに書いてありますけど、非常にうまく説明をしてくれたし、仕事のことにも心配やったけど、まずはこういうところなら住んでもいいなということをまず思ったと。

僕らが思うには、働くところはないんで住んでくれるのではないかなということを思いますけれども、そういう人ばかりじゃなくて、この自然とか、環境とか、人間づきあいとか、そういったことを求めて見える方は、それは二の次やと。あとは来て住むようになってから仕事を探すんやという感じで、その方は毎日堀越峠を越えて八幡地内のある企業に勤めておられるんですけど。最初は怖かったけど、今はお城を眺めながらあそこを下りてくるんで、それを1つの自分の毎日のリズムにしてやっていますよなんてことを言ってくれたんで。

本当に若い人も、子連れの人も和良の場へ移住してきてくれているということがあって、そういう意味では本当にキーマンというものがあある程度大事やし、例えば家のあっせんから、案内から、補助金の申請書類づくりまでをやってくれたということで、この人に頼めば、絶対ここで住めるなということを思ったということを言いますので、やっぱり人が人を呼ぶ部分もあるのかなということ、全てではないと思いますが。

あるいは不動産の絡みもあるんで、やっていけないこともあるかもしれませんが、おおよそのところではやっぱりその出会い、受け付ける側の人対人なんだなということも思ったりしまして、そういったのはこれからの進め方の中では参考にしてもいいのではないかなということを思いましたが、部長のほうでもそういうことで、地域においては前向きにそのことについて支援していきたいという答弁をいただきましたので、本当にこの勢いで進んでいけば、どうする郡上市も安心かなというふうに思いますので、それぞれまた御尽力をいただきたいというふうに思います。

ちょうど時間になりましたので、まだ聞きたいことはたくさんありましたけれども、以上で終わりたいと思います。本当にそれぞれ答弁いただきまして、市長もふれましてありがとうございました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時50分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 美谷添 生 議員

○議長（田代はつ江） 18番 美谷添生議員の質問を許可いたします。

18番 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） それでは、午後からの一番バッテリーということで、眠たくなるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

今回は、3つの点について質問をさせていただきます。公共交通関係と職員管理、あるいは自然エネルギーということで質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、公共交通関係で質問と提案をさせていただきたいと思います。

公共交通といいましても、今回は特に長良川鉄道に絞って御質問をいたします。乗客の現況と乗客拡大についてということでお尋ねをいたします。

昨年8月に実施された公共交通に関する市民アンケートによりますと、長良川鉄道の利用については「利用しない」という人が90%、サービス内容では「不満」が27.5%、鉄道への総合評価では、「観光に役立っている」が60.9%、「交通手段の維持につながる」というのが55.4%、「次世代への継承する地域資源である」というのが53%となっております。これにつきましては、鉄道を利用できる範囲の人が、なかなか全員がしやすいところに住んでみえるとは限りませんので、正確な数を把握できないということはあるかもしれませんが、一応、去年行われたアンケートとしてはこんなことが出ております。

近年、自家用車の保有率が高まり、鉄道の利用が減少しておりますけど、観光客や高齢者、学生等の自動車免許のない人たちにとっては大切な交通機関であり、市内サービス、また、郡上文化の発展の一部であることは間違いのないと思います。

そこで、過去10年ぐらいの乗客の市内における推移についてお尋ねをいたします。よろしくお



願います。

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、御答弁申し上げます。

長良川鉄道の利用者につきましてでございますが、平成 25 年度に、それまでの減少が下げ止まりまして 72 万人、これは全体の数字でございますが、全市の数字でございますが、72 万人となっております。以降は増加に転じておりまして、令和元年度には 78 万 1,000 人の御利用がございました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、令和 2 年度は 54 万 1,000 人と大きく落ち込んでおります。翌年、令和 3 年度は 58 万 3,000 人と若干の改善を見ましたが、厳しい状況が続いているところでございます。

なお、令和 4 年度につきましては、乗客数に回復の兆しが見え、令和 3 年度と比べまして、115%の 67 万 4,000 人を見込んでいるところでございます。

郡上市内の主要駅における利用者数ということでございますが、毎年 5 月に実施をされております駅別の乗降人数調査ということがあります。これは、駅ごとに平日一日の乗り降りの状況を調査するものでございますが、これによりまして、10 年前の平成 25 年 5 月の郡上八幡駅の乗降人数は 340 人——これは調査日における実数でございます——であり、また、美濃白鳥駅では 208 人となっております。以降は減少傾向にありまして、昨年 5 月に行った調査では、郡上八幡駅の乗降人数は、平成 25 年の約 7 割となる 233 人、美濃白鳥駅は同じく約 6 割の 126 人となっております状況でございます。

以上でございます。

(18 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18 番（美谷添 生） 総合で乗客が減っておるということでありましてけれども、先ほど述べましたように、自動車の普及が高くなっておるということである程度納得はできますけれども、それはそれとして、これから拡大をするにはどうしたらいいかということについて検討をしていかなければならないのではないかとということで、提案をさせていただきたいと思っております。

第一の提案は、目的地までといいますか、乗車時間が長いということがありますので、これを解消するという点からも、特急を運行したらどうかということでもあります。長鉄は総延長が 72.1 キロ、そして、37 の駅があり、時刻表で見ますと、北濃から美濃太田まで約 2 時間から 2 時間半かかっております。これを特急を走らせることによって 30 分以上は短縮できるのではないかと、そして、利用者に利便性が高まり、利用者が増加することが見込まれないかということでございます。

もう一つの提案は、先般、どこの発表があったかは定かではありませんけど、中濃駅伝で郡上のチームが優勝したということをお聞きいたしました。そこで、長良川鉄道沿線を守る、仮称にして長良川鉄道建立駅伝というものを郡上市内で行ったらどうか。これは、白鳥から美並まで各駅とか振興事務所等を中継地として、応援者も含めて鉄道を利用していただき、これを全国に発信するというのはいかがでしょうか。

また、特別列車を仕立てた自転車を利用した郡上縦断自転車ロードレース大会というのも魅力があるのではないかと思います。自転車の利用ということにつきましては、かつて私の知り合いが話しておりましたが、貸切りの列車を仕立てて、そして、自転車を持ち込んで郡上市内を散策するという企画を何回かやられたそうです。そうしましたら、大体その企画はほぼ満杯になって、何回か実施したけれども、コロナが感染が始まってからやめてしまったと。その前に、鉄道側のほうの理由で運転手が確保できないというようなこともあったようではありますが、この提案につきまして、実施が可能かどうかということについてお尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、今ほど、議員のほうからは、長良川鉄道の乗客の拡大について御提案を頂いたところでございます。

初めに、特急列車の運行についてでございます。長良川鉄道のほうに運行の可能性を確認のほうをさせていただきました。実は、平成9年でございますけれども、美濃太田の駅から郡上八幡駅の間で快速列車というものを運行していたことがあるということでございます。この列車は1日1往復の運行で、起終点の駅、美濃太田、そして郡上八幡の駅と、その間の富加、関、美濃市の各駅、合わせて5つの駅に停車するというものでございます。また、運行時間については約30分ほど短縮がされるというようなものでございますけれども、ただし、運行のダイヤというところもありますが、利用が少なかったというようなことから、一年で運転を取りやめたというような経緯があるそうでございます。現行のダイヤの中で特急の運行をできるかというようなところでございますが、列車の配車、また、運転手の確保などの課題から、現在、特急列車を運行することは困難であるというような御回答を頂いております。

続きまして、長良川鉄道を利用した様々なイベントについてというようなことでございます。駅伝というようなことも御提案に頂きましたけれども、現在、中濃地域で開催をされております中濃駅伝競走大会でございますが、これは、長良川鉄道の開業に合わせて地域で盛り上げていくことを目的に昭和61年から始まっているものでございまして、今年で37回を数えております。以前は公道で行われていたということでございますが、道路事情、また、交通安全上の課題から公道を走ることをやめまして、現在は、関市の百年公園の周遊といいますか、ここを周遊するような形でルートを変え、実施をされているというようなことでございました。

このほか、様々な御提案を頂いたところでございますけれども、このように公道を使ってということになりますと、非常に交通安全上の理由とございますか、課題も多いかと思えます。そういったところのクリアが必要になってくるというふうに考えておるところでございます。

なお、長良川鉄道の集客のためのイベントといたしまして、今年度から越美南線駅スタンプの旅というようなスタンプラリーのようなものも実施をしておるところでございます。一日フリー切符を購入していただきますとスタンプ帳が、また、全8駅のスタンプを集めると特典がもらえるというような取組を行っておるところでございますが、令和4年12月末現在で2,343枚の購入があったということでございます。このほかにも、JR東海さんとの連携をいたしまして、さわやかウォーキングといったような取組も沿線で行われておるところでございます。

今後、長良川鉄道のみならず、様々な団体とも連携をいたしまして、乗車人数を増やす取組を進めていければと考えておるところでございますし、今年4月からはランチプランを一新します観光列車「ながら」、また、サイクリング列車、こういったところの活用についても期待をしているところでございます。よろしく願いをいたします。

(18番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。快速を走らせてみたけれども、利用がなかったと、太田から八幡までで30分短縮ができたということでありましたが、いつの時間帯に走ったのか分かりませんが、私は走る時間があんまりよろしくなかったのではないかとこの件については引き続きお願いをしたいと思っておりますので、またこの件については引き続きお願いをしたいと思います。社長さん、よろしくお願いします。

それでは、次にですが、職員管理の点について、人事評価制度についてお伺いをいたします。

公務員の人事評価は、明確な売上げなどによる民間の人事評価と違い、公務員の職務性質の上から平等に評価を行うことが難しいと考えられますが、多くの時間と費用をかけてまで実施する必要があるのか疑問であります。

評価は、職員の処遇に反映をされるため、仕事に対する意欲の低下を来してはいないか。また、当市では、人事評価は各個人が自己目標を設定し、自己評価を行っている。それを上司が評価していると聞かれますが、人事評価はいつどのようにして行っているか。私が今聞きました、聞かれましたが、これで間違いはないか。また、評価業務に係る予算はどのくらいかかっているのか。また、外部委託をしているようなことはあるのかどうか。他市の現況もお聞かせ願ひながら、人事評価の方法と予算について、また、今後の方向性についてお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、人事評価制度についてお答えをさせていただきます。

地方公務員の人事評価の実施につきましては、地方公務員法第 23 条の 2 に、定期的に人事評価を行わなければならないというふうに義務づけられております。平成 26 年 5 月 14 日公布の地方公務員法の改正によりまして、従来の勤務評定が改められまして、より客観性・透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入されました。

郡上市においては、平成 28 年 4 月 1 日から新たな人事評価制度を導入し、役割達成度評価——これは、目標を定め、その達成度というものはかるものでございますが——そして、職務行動評価というものの 2 つの制度によって人事評価を実施しているところでございます。

役割達成度評価は、6 月 1 日から翌年の 2 月 15 日までを評価の期間といたしまして、先ほど申し上げましたように、職員の公務能率の向上、また、業務改善を図ることを目的といたしまして、職員が所属する部・課の方針書に基づきまして、3 つまたは 4 つの個人目標を定め、評価期間に目標が達成できたかどうかの業績を評価するものでございます。

職務行動評価制度につきましては、10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までの一年間を評価期間といたしまして、職員の公務能力の発揮及び増進を図ることを目的とし、評価期間に職務を遂行するに当たり発揮された能力、これを評価するものでございます。

職務行動評価では、一般職、消防職、そして、介護職または看護職の 3 つの職種に分け、また、職種ごとに、一般職、監督職、管理職といった役職に応じた区分によりまして異なる評価項目を設定し、評価を実施しております。

なお、人事評価に対する事務は人事課職員が行っておるということで、外部のほうへは委託は行っておりません。したがって、人事評価に係る予算についても特段の計上はございません。

以上でございます。

(18 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18 番（美谷添 生） ありがとうございます。昨年 12 月の定例会において、市職員の降給に関する条例というのが制定されました。これは、人事評価により給与を減らすことができる条例であります。民間ではごく普通のことであるかもしれませんが、人事評価による職員の処遇はどのように行っているか。また、評価によって降給というようなことはあったのか。そして、人事評価の結果について開示をしておるのか。また、開示の方法はどういうふうに行っているかということについてお尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 人事評価による職員の処遇についてでございますが、役割達成度評価につきましては 6 月の勤勉手当、そして、職務行動評価については 12 月の勤勉手当や毎年 1 月 1 日に行う定期の昇給、また、4 月 1 日に行います昇任であったりとか昇格、こういった

ところに反映のほうをさせていただいております。

なお、昨年の12月議会において御議決を頂きました郡上市職員の降給に関する条例に基づきまして、今年の4月1日からは人事評価による降給ができることとされました。これまでに降給の実績というものはございません。

また、県下の状況だけお伝えをさせていただきたいと思いますが、県下42市町村における人事評価結果の活用の状況でございます。令和4年4月1日現在、9割を超える市町村が勤勉手当、そして、昇給、また、昇任、昇格に人事評価の結果を活用されているというような状況でございます。

続きまして、開示の方法についてということでございます。

人事評価結果の開示につきましては、所属長を通じまして人事評価結果通知書というものを全ての職員に通知することで開示をしたものとしております。また、開示に併せまして、所属長との面談を実施しておりまして、単に評価結果を開示するにとどまらず、具体的な改善点を助言・指導し、被評価者のやる気や動機づけをさらに引き出す機会にしているというようなことを実施しているところでございます。

以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) ありがとうございます。ただいまの回答の中で、これは義務づけられたことであるから、どこの市町村でもやっておるというふうには受け止めましたが、聞くところによると、やっていないところもあるのではないかなというふうなことをお聞きしたことがございますので、この件については私のほうでもちょっと調査をいたしながら、またの機会があれば質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後、3つ目でございますが、自然エネルギーのうち、太陽光発電の施設の現状と実績についてお伺いをします。

市では、市有の施設に太陽光発電を設置されましたが、設置状況と発電使用パネルの製造元、これは国産か、輸入物かということですが、そのことについてお尋ねをいたします。

また、市有地を貸与した発電施設、すなわち白鳥町中津屋の高速道路土砂取り場の跡地にソーラー発電が現在行ってありますが、もうそろそろといいますか、まだ五、六年はあるかもしれませんが、契約がある程度満了するというふうには思っておりますが、契約後の処分あるいは方針についてどのように考えてみえるかお伺いをいたします。

○議長(田代はつ江) 加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) お答えいたします。

まず、市有施設の太陽光発電設備の設置状況につきまして資料でお答えいたしますので、本日、

タブレットに資料を提供させていただきました。御覧ください。

市では、5つの施設に設置してございます。上から順に御説明申し上げますが、古い順でございます。平成22年度に、郡南中の環境学習用売電を目的としまして校舎屋根に太陽光パネルを設置しまして、発電量は19.76キロワットアワー、製造元は三菱電機です。同じく平成22年度、郡上東中学校に環境学習用として校舎外壁に設置し、発電量は1.25キロワットアワー、パナソニック製でございます。平成26年度、道の駅明宝の物産館屋根に岐阜県が防災用として設置されました。発電量は5キロワットアワー、三菱電機製でございます。平成27年度、道の駅古今伝授の里やまとの屋根に防災用として、発電量は10.0キロワットアワー、京セラ製でございます。最後に、令和3年度、防災機能強化を目的としまして、市役所本庁舎防災センターの照明用等としまして文化センターの屋根に設置をしてございます。発電量は45キロワットアワーで、京セラ製でございます。

なお、御質問のパネル本体の製造国までは分かりませんでしたので、御了承いただきたいと存じます。

次に、御質問の白鳥町中津屋地内の市有地の契約内容についてお答えしますけれども、契約の相手方は株式会社白山電機様でございます。契約期間は平成26年3月10日から令和21年3月9日までの25年間でございます。面積は1万300平米、貸付料は140万800円ということで貸付けをさせていただいております。期間が満了したとき、あるいは、期間途中での解除の取扱いにつきましては、契約上、原状に回復して市に返還していただくこととしております。相手方から満了後の再延長、もしくは途中解約等の申出があった場合は協議・検討することになりますけれども、今後の社会情勢の変化などを踏まえた相手方の意向は現時点では分かりかねますので、今お答えできますことは、契約どおり原状回復して市に返還いただくということになります。

以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。市有の施設に設置してあります状況につきましては表で頂きましたが、製造元については中身は分からないということでありますので、どうかなという思いがしております。

また、市有地貸与の物件でありますけれども、契約のような形で検討をされ、また、満了になったときのことについても、それなりに検討をしておいていただきたいというふうに思います。

これはまたちょっと視点を変えまして、大きな話であります。我々人類をはじめ、地球上の全ての生物は、太陽の光と熱の恩恵により成り立っております。電気が発見されて約270年と言われております。電気が使えるようになったのは、日本では約130年前にアーク灯という電灯が初めて

ともされ、1822年——明治15年ですが、銀座の街路に設置されたというふうに記録があります。それから150年ではありますが、今では電気は生活の上でなくてはならない存在となっております。

地球の歴史で見ると、僅か200年ほどであります。日本で太陽光発電が設置されたのは1993年と言われておりますので、まだ30年が過ぎたに足りません。当時は4キロワットの発電規模で1,500万円ほどかかったようであります。1994年——平成6年ですが、この年に補助金制度が開始され、1999年には日本が世界一の製造国であったというふうに記録がございます。2009年には余剰電力買取制度が施行され、さらに、平成24年に固定価格制度、いわゆるFIT制度が始まり、太陽光発電設備が急増することとなりました。その結果、全国各地でメガソーラーに関するトラブルが増えてきていると聞きます。特に土砂災害による被害の拡大、光の害、光害、あるいは景観の悪化など、地震・台風・津波・洪水・暴風など、災害時のリスクが懸念されるところであります。

先にも述べましたが、地球の全ての生き物は太陽光の恩恵により生存しているというのは紛れもありません。そして、太陽光発電設備の設置されたところは、あらゆる生物が生存不能となります。これは地球に優しい、あるいは温暖化防止のためには、いささか疑問があります。

そこで、市としての太陽光発電の推進はどのようにされるのか。また、全国でメガソーラーが無秩序に設置されたためか、各地でトラブルが発生し、規制に関する条例を制定する自治体が多くあるようですが、郡上市としてはどう考えているか。また、ソーラー発電に対する課税について取組はどうであるかお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） お答えをさせていただきます。

まず最初に、市内の太陽光発電施設の設置面積と発電量につきましてお答えをさせていただきます。

環境省が公表しております地方公共団体FIT制度による再生可能エネルギー電気の状況把握によりますと、令和2年度の郡上市の再生可能エネルギーの導入状況は、市内の総電気使用量25万5,926メガワットアワーに対しまして、8万817メガワットアワーで、31.6%となっております。

また、この公表データには設置面積の記載はございませんが、美並のパシフィコ・エナジー美並メガソーラー発電所の施設設置面積40.7ヘクタールと、設備容量の比で市内の設備容量の導入状況から面積を換算いたしますと、令和2年度で約57ヘクタールの太陽光発電が設置されていると想定されます。

次に、推進方針でございますが、市では、自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池につきまして補助制度を設けて整備を推進しております。今年度の整備実績は14件でした。現在策定中の郡上市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、「脱炭素社会郡上」の実現に向け、省エネによる温室効果ガスの削減と再生可能エネルギーへの転換を目指すこととしておりますが、再生可能エネルギーについては、令和5年度に（仮称）郡上市再生可能エネルギー基本計画を策定することを目指

しておりまして、その中で推進や規制の方針を示したいと考えております。

次に、太陽光発電での懸念事項です。今、議員の御指摘の中にもありましたが、繰り返しになるかも分かりません。まず1つ目に、のり面の崩壊がございます。それから、2つ目に濁水です。3つ目に騒音です。4つ目に反射光があります。5つ目に、工事に関する粉じん等及び騒音・振動です。それから、6つ目に景観です。7つ目は、動物・植物の生態系に対し、生息・生育する場所が消滅または縮小する可能性がございます。8つ目は、自然との触れ合いの活動の場が消失したり縮小したりするということが挙げられております。

そのほかにも、太陽光発電パネルの製品寿命は約 25 から 30 年と言われております。2040 年頃には、太陽光パネルを含む排気物が大量に出てくることが予想され、太陽光パネルには、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンなどの有害物質が含まれていることから、再使用・再資源化を適切に行った上で、管理型最終処分場への埋立てが環境省のガイドラインで定められております。また、事業が終了した施設の放置や不法投棄、最終処分場の逼迫も懸念事項として挙げられております。

次に、条例についてですが、太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例は、平成 26 年 1 月から令和 4 年 6 月までの約 10 年間で 196 条例制定されております。都道府県が 5 条例、市町村が 191 条例となっています。岐阜県では、御嵩町、中津川市、恵那市、関市、瑞浪市、可児市の 6 市町が条例制定をしております。その内容といたしましては、太陽光発電設備の設置を抑制する区域を定めるところが多く見られます。これは、太陽光発電設備の設置が原因となる災害を未然に防ぐ意図が見受けられます。また、自治会や住民等への説明、関係機関への説明、協定の締結など、地元との合意形成が図られていることが重要視されているようです。

郡上市においても、来年度取り組むこととしております郡上市再生可能エネルギー基本計画の策定におきまして、条例化も含めて検討していくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、課税でございます。

事業用太陽光発電パネル税が導入されれば、全国で初めてということで注目をされております岡山県美作市の状況を報告させていただきます。

地方団体は、市民税、固定資産税、軽自動車税のように、地方税法で定められた税目、法定税以外に、条例により税目を新設することができ、これを法定外税といいます。また、法定外税には、その税収の用途が限定されない法定外普通税と特定の費用に充てるために課すことのできる法定外目的税に区分されます。

美作市は、防災対策、生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるためとして、法定外目的税である事業用発電パネル税を令和 3 年 12 月に条例化し、総務省との協議を行いました。この条例を制定するには、高額な納税者である特定納税者の意見の聴取が義務づけられて



おりますが、総務省の地方財政審議会では、市側と特定納税者の主張に開きがあり、話し合いが不足しているのではないかと、再度協議をするよう要請したとの報道がなされております。固定資産税や法人税などと、事実上、二重課税になっているのではないかという点や、国が推進する2050年カーボンニュートラルに向けた施策に反する可能性などが争点となっている模様です。

条例で定めた賃税は、太陽光パネル面積1平方メートル当たり50円を課すもので、郡上市としましては、現在のところ、最終結果がどうなるのかを注視していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) ありがとうございます。まだ現在進行形のような事案でございます。この件について、市長の総合的な答弁を求めるつもりでありましたが、またの機会にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。質問を終わります。

○議長(田代はつ江) 以上で、美谷添生議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定いたします。

(午後 1時40分)

---

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

---

#### ◇ 森 藤 文 男 議 員

○議長(田代はつ江) 7番 森藤文男議員の質問を許可いたします。

7番 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) 森藤です。よろしくお願いいたします。

皆さんは榎田達治さんという方を御存じでしょうか。榎田達治さん、選手と言ったほうが分かりやすいかもしれません。ラーズ・テイラー、タツジ・ヌートバー。今、WBCで頑張ってみえるヌートバー選手です。

2018年のMLB、メジャーリーグベースボールのドラフトで、セントルイス・カージナルスにドラフトの8巡目で指名をされております。全体でいうと243番目であります。

先ほど清水敏夫議員がぐりぐりやってみえましたが、これはペッパーミルというこしょうをひく道具であります。これはペッパーグラインダーというふうなことで、今パフォーマンスをやってみえますが、こしょうをひくという意味のほかに、コツコツ粘り抜くとか、あと全打席において粘り強くやり抜くというような、いろんな意味があるといったことで非常に楽しみであります。今晚

は、日本はイタリア戦を勝ちますので、その次はキューバです。キューバに勝って、決勝は恐らくアメリカかベネズエラ、プエルトリコ、ドミニカというようなところだと思いますが、本当に楽しみです。それを期待しながら、質問に入らせていただきます。

通告に従いまして質問に入らせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回、森林整備と森林環境譲与税についてと、もう一点が地域の活性化に向けた取組についてという2点でよろしくお願いをいたします。最初に、森林整備と森林環境譲与税の活用について質問をさせていただきます。

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、グリーン成長、これは環境に配慮することが、経済成長へつながるということ、実現するための政策として言われております。カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保、強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進することが、令和5年度、国の林野庁の森林整備事業の予算のポイントであります。

内容として2つございますが、1つ目は間伐や再造林、路網整備等、主な事業としまして、森林環境保全直接支援事業、森林資源循環利用林道整備事業、林業専用道整備事業、山村強靱化林道整備事業等あります。

具体的には、間伐や再造林等の省力化、低コスト化を進めつつ、適切な森林整備を推進し、健全な森林を育成する。林業適地等における、路網の開設・改良・機能回復を支援する。防災上重要な幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進する。そして、個別施設計画に基づく緊急性の高い林道施設の老朽化対策を支援するとあります。

2つ目ですが、豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備。これは特定森林再生事業、水源林造成事業というのがございます。具体的には、豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源等について、公的主体による復旧・整備を推進するものであります。もう一つが、重要インフラ施設周辺の森林整備を支援することで、災害の未然防止につなげるといったことが、これが事業の内容であります。

事業の今度はイメージとしましては、着実な再造林等に向けた対応、森林整備事業のICT活用に向けた対応、国土強靱化に向けた対応が上げられます。

こういった国の政策ポイントを踏まえて、郡上市はどのような政策をしているのか。国の動向も見据えた令和5年度、森林整備に関する予算編成のポイントについてお伺いをします。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

国の動向を踏まえた市の令和5年度の森林整備に係ります予算編成のポイントとしては、大きく3つございます。1つ目として、森林の公益的機能向上や脱炭素社会郡上の実現に向けた森林整備の推進。2つ目に、ICT技術を活用したスマート林業の取組の推進。3つ目に、安定した森林づくりのための基盤整備事業の推進。この3つでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、まず1点目の森林の公益的機能の向上や脱炭素社会郡上の実現に向けた森林整備の推進ですが、国庫補助事業を活用した森林整備に対し、造林推進事業、また主伐再造林事業などにかさ上げ補助を行いまして、森林整備を推進していく。

次に、国庫補助事業で活用できない箇所については、森林環境譲与税を活用して、小規模森林整備事業、生活保全林整備事業などによる森林整備を推進。森林所有者が自ら経営管理できない森林については、森林経営管理制度を活用した森林整備を推進する。森林従事者の労働安全衛生対策を推進する。

次に、大きな2番目としまして、ICT技術を活用したスマート林業の取組の推進であります。令和4年度から市内の林業事業者が国の実証事業を受けて、全国12の取組の1つとして、市内では遠隔で操作しながら、木材をつかんで運ぶ架線式のグラップルなどを導入しておりまして、こうしたものの支援をしておりますし、また、市では普及段階にあります、ICT技術であります航空レーザ計測データを活用する森林情報管理システムを、郡上森林マネジメント協議会が導入するのを支援するほか、そのシステムを活用した効率的で高精度な森林経営計画等を作成する実証事業を実践いたします。

3つ目に、安定した森林づくりのための基盤整備事業の推進ですが、森林整備の基盤となる林道網の整備や、治山対策事業による山地荒廃防止対策の推進を行ってまいります。

以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） ありがとうございます。御答弁のとおり、国の状況、動向も踏まえてポイントをつくられたというふうにして思います。

2つ目になるんですが、1つ目と関連ということで質問させていただきますが、森林環境譲与税の使途であります。これは、令和4年の補正予算の特別委員会や当初予算の特別委員会でも、森林環境譲与税に関しては、非常に皆様、議員のほうからも関心あり、日置市長の方からも答弁いただいておりますので、重なる部分等はあるんですが、私なりにまた違う視点でちょっといろいろとお示ししたりして、質問させていただきます。

森林環境譲与税については、令和4年の12月23日、12月議会において産業建設常任委員の委

員長、三島委員長のほうから、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてということで、国に提出させていただいたというようなところであります。

提出理由は、森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する費用として、市町村において活用されているが、人口の多い都市部への配分が高く、森林整備を必要とする山間部の自治体への配分額に影響を与えていることから、森林整備をより効果的に推進することのできる譲与基準の見直しを、国に求めるというようなことであります。

これは、制度が始まった2019年度、令和元年度であります。とあと2020年度、令和2年に市町村へ配分された資金の54%に当たる約271億円が使われず、基金に積み立てられているというふうなことであります。これは適切な使途が見出せていないことなどが、いろいろと理由とは考えられております。

また、自治体への配分額は、木材の消費喚起の観点から、私有林面積の人工林だけでなく、人口を考慮しておりますので、森林資源に乏しい都市部が優遇されていることが背景にあるということが考えられます。

資料をおつけしております。皆様方のほうのタブレットのほうにも資料をおつけしておりますが、ちょっといろいろネットのほうから調べてみました。これは、令和3年度ですが、森林環境譲与税の全国1,741市区町村の主な譲与額であります。

ここで、蛍光ペンとかで全部調べてこれを出しました。私が調べたものでありますので、あえてこれはランキングというふうには付け加えませんでした。多いからよいか、少ないから駄目ということではないので、主な多いとか少ないだけで、10の市区町村を選び出してみました。

これは、見ていただくと分かるように、これは令和3年ですが、横浜市3億円を超えています。あと、浜松市、大阪市というふうにして、大きな都市がずっと続いておる中で、9番目に、この郡上市が入っております。郡上市は1億7,784万円、これは令和3年度の県の一応試算ということから出しておりますが、1,741の市区町村の中で、郡上市が9番目ということでもあります。

ちなみにですが、少ない市町村も出してみました。沖縄県が非常に多いですし、地名が非常に分かりにくいので、全部調べて、平仮名をちょっと打ってみました。一番少ないところで、沖縄の渡名喜村というところですか、ここは3万3,000円です。3万3,000円では、ほぼ事業ができないので、これは積立てをされとるらしいです。5年、例えば積立てをしても15万円ということなので、非常に森林の面積とか、林業の就業者も見えませんが、人口も三百何人だと思いましたが、非常に小さな村ということですので、譲与額というのは非常に少ないというふうな状況ではあります。

こうしたことで、この森林環境譲与税は、市町村に対して譲与総額のうち9割に相当する額を、私有林の人工林の面積、これが50%、林業就業者数が20%、人口が30%で案分し、譲与を行います。

これは、各私有林の人工面積には補正があります。郡上市の場合、林野率が 89.4%でありますので、林野率が 85%以上の市区町村は補正が 1.5 倍の割増ということになっておりますので、郡上市は人工林面積が 4 万 9,680 ヘクタールでありますので、これに林野率の 89.4%の割増にしますと、この補正による補正後では 6 万 413 ヘクタールということになります。そういったことも含めて、非常に大きい譲与額をいただいているというようなことであります。

2024 年度から、令和 6 年度からは、個人住民税に 1 人当たり年間 1,000 円を上乗せして徴収する新税、森林環境税の収入が原資となる予定であります。

令和元年は、郡上市は 8,487 万 4,000 円、令和 2 年は 1 億 8,035 万 8,000 円、令和 3 年は、ここにお示しをしますとおり 1 億 7,000 円。あと、令和 4 年、令和 5 年だと 2 億 3,000 万円ほどで、令和 6 年、これ非常に大きな額になりますが、県の試算ですけど、2 億 8,226 万円という非常に大きな譲与額をいただいて事業が展開できる、そういったことであります。

以前は、この使途に関して森林整備に関係すること、既存の事業の振替は NG など、非常に抽象的な言い回しでありましたので、市町村が具体的な事例で非常に迷うことがあったということでもあります。

基金への積立が増えていったことがありましたが、林野庁は従来の解釈では非常に分かりづらいということがありまして、具体的に表記して、市町村での森林環境譲与税の執行を促進するための通知文を出した経緯がございます。

これも資料をおつけしておりますので、ちょっとこれを見ていただきたいと思いますと思いますが、令和 4 年 6 月、林野庁、総務省からの通知文であります。非常に具体的に書かれております。特に、この中で注目していただきたいのは、2 つ目に、これ全部で森林整備と人材育成、木材利用、普及啓発の 4 つに分かれて、具体的なことが書かれていますが、人材育成のところ、ここに市町村体制の確保とあります。読み上げますと、森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置できるということでもあります。

恐らく林務の方たちも、森林環境譲与税当初は、専門的な見地ということではなくて、迷われた、非常に苦労されて、この予算を編成されたと思います。8,000 万円が、それが 1 億 8,000 万円、かなり上がっています。それが 2 億 8,000 万円になると、当然、いろんな事業を考えていけない。そういったことが、なかなか執行率というところに響いてきているのかなと見ております。

こういった、市は森林環境税を活用した地域の実情に応じた創意・工夫による実現可能な取組、そういった使途、通知文がきておりますが、通知文の前と後ではかなり違うと思っておりますが、こういった実現可能な取組について、使途についてお伺いをしますので、よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） お答えをさせていただきます。

今、議員さんがおっしゃられたように、市としましては、国が示した取組例にありますような、森林整備でありますとか、人材育成、木材利用、普及啓発など、幅広く事業を展開しているところでございます。

郡上独自の取組としまして、郡上森林マネジメント協議会を設立して、こちらの運営等を支援いたしまして、森林経営管理制度に基づく森林整備を推進しているところでございます。

そうした中で、先ほども御紹介がありましたけれども、具体的なそうした取組例があるということの中で、以前は、市のほうの職員の給与等には充てれんというようなことで、私どもも認識をしておったんですけども、この4年の7月に林野庁の森林利用課さんのほうが、郡上市のほうが、大変この森林環境譲与税のほうを有効に使っておられるということで、そのお話を聞きたいということで、お見えになっていただいたときに、いろいろお話を聞く中で、今、議員さんがおっしゃられるような、職員のそうしたものについても、活用ができるというようなお話もありましたので、今後、新たな林務担当職員の雇用にも活用できると、林務課の体制強化についても、検討していきたいというようなことも、考えておるところでございます。

ちなみに、譲与税の額の令和4年度でございますけれども、当初見込みとしまして2億3,018万8,000円。この3月の決算見込みで2億2,411万2,000円ということで、97%の執行率を見込んでおるということでございますので、お願いいたします。

以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。非常に、郡上市も取組としては、全国的な例として紹介をされておりますので、ある意味、先進的には積極的に取組はされているというふうな評価は受けられているというようなことは、今の答弁では分かると思います。

岐阜のほうに、地域森林管理支援センターというところがございますので、ここにいろいろとお話は伺いました。地域森林管理支援センターでは、ここにいろいろと、森のたよりというものがありますので、この中でちょっと紹介いたしますと、やはり当初、林業の専門家が市町村の方ではあまり多くはいかないので、定期異動で初めて配属された方も少なくはありません。

しかし、限られた人数で従来の業務と併せて、これら取組をスムーズに進めることは簡単ではないです。森林経営管理制度や森林環境譲与税に関する困り事としては、地域森林管理支援センターにいろいろ御相談くださいということで、いろいろとこういった支援もされとるということでありますので、こういったところとも連携、協力、情報共有しながら進められたいと思います。

先ほどの使い勝手が非常によろしくなったというところで、私も注目したいのは、普及啓発のところにもございますが、山村側のほうで森林セラピーとか、森林セラピーというのは科学的根拠に

裏づけされた森林浴のことだそうです。そういった資源も使ったということとか、あと私はこの3番目のところの木材利用のための体制整備とあります。ちょぼがあって、一番下ですが、ここですが、間伐材や林地残材を有効利用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助としてございますので、こういったところで、地域内循環とかいうようなところが図れるのではないかと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、今ほど申しました森林経営管理制度のことではありますが、郡上市の総面積の90%にあたる9万2,473ヘクタール、これが森林です。内訳は国有林が2,523ヘクタール、民有林が圧倒的に多いんですが8万9,950ヘクタール、ほとんどが民有林であります。

民有林の人工林面積は、県下最大の4万9,680ヘクタールで、人工林率は55%でありますので、県下の平均の45%を大きく上回っております。

令和4年、5年の市長の施政方針の中で、産業・雇用のところに、森林・林業については森林環境譲与税及び森林経営管理制度を活用し、というふうにして、施政方針を述べられております。

森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営の委託、経営管理権の設定を受け、林業経営に適した森林は、地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は、市町村が公的に管理、市町村森林経営管理事業をする制度であります。

令和5年度の当初予算の中に、森林環境譲与税の中で森林経営管理事業が1億5,000万円ほど、これは前年度の1億1,100万円を比較すると3,900万円増で、これは本当に大きな予算であります。

故、これは非常に重要な、本当に肝になる施策かなと思います。したがって、郡上市の森林経営管理制度は今どの段階か、整備すべき森林がまず把握できているのか、どこにどのくらいの面積、どこから意向調査を進めるか、計画があるのか、意向調査をした森林を森林整備につなげる仕組みができあがっているか、こうした森林経営管理制度の全体計画づくりを推進するために、整備すべき森林の把握、管内の森林の何割を、意向調査の優先順位づけ、森林整備の方針、財源は何を充てるか、意向調査から森林整備までの期間、事業サイクルはというようなことで、森林整備につながる仕組みが、地域の実情に合わせた全体計画に反映して進められているのか、その状況について伺いますので、よろしく願いします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） お答えをいたします。まず、整備すべき森林の把握というところでございますけれども、岐阜県から施業履歴のデータを入手しまして、過去10年間に整備が実施されていない森林を、整備対象林として把握をしておるところです。

それで次に、意向調査を進めるための計画でございますけれども、環境保全林に区分された森林の中から未整備森林を抽出しまして、その中から災害リスクが高いと思われる箇所、39か所を設

定し、意向調査を進めております。当該箇所は令和5年度までに完了見込みであります。

それと、意向調査から森林整備までの流れと仕組みでございますが、令和4年度から仕組みを見直しまして、1年目に意向調査、2年目に森林境界の明確化、3年目に施業プラン作成、4年目以降に森林整備を実施する仕組みとしております。

それと、森林経営管理制度の全体計画という部分でございますけれども、整備すべき森林の把握の中で面積でございますが、民有林の森林面積が全体で9万582ヘクタールでございますが、このうち私有林の未整備の人工林面積が1万9,747ヘクタール、それで割合としては22%が未整備の人工林割合という格好になっております。

その中で、意向調査の優先順位づけでございますが、本年度環境保全林について優先順位づけをした全体計画を作成しております。その中で、山地災害防止を目的とした優先順位づけを行いました。

それと、森林整備の方針ですけれども、環境保全林のため木材を搬出しない間伐が主となります。財源については、森林環境譲与税を充てていくということでございますし、意向調査、それから森林整備までの期間、事業サイクルですけれども、先ほどとちょっとダブるところがございますけれども、1年目に意向調査、2年目に森林境界明確化、3年目に施業プラン作成、それから4年目以降に森林整備を実施するという流れになっております。

それと、地域の実情に合った全体計画というところにやはり心がけておりまして、年度ごとの意向調査実施箇所については、単に優先順位の高いものから選択するだけではなくて、地元要望でありますとか、旧町村のバランスを踏まえて選定するというようにしておりますし、こちらについては、郡上市の森林づくり推進会議に諮り、作成をするということにしております。これからもコツコツとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。ちゃんと計画を短期的なところと、中長期的なところでしっかりと立てられ、地域の実情に合わせ進めていってほしいと思います。

いろいろ造林をされとるようでありますので、環境保全林とか、木材生産林、しっかり需給のバランスを捉えながら、その施策を進められたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

続いてですが、地域の活性化に向けた取組についてということであります。

これは資料をおつけしておりますが、ちょうど広報郡上に入ってきました、まなびネット郡上です。楽しみに結構見ているんですが、この中のいろいろあるのですが、13ページ、14ページ、15ページに、ちょうど市職員による出前講座というのがあります。非常にこれは興味深いというか、私はいい事業で、本当に市民の皆さんにたくさん知っていただき、また利用していただきたいとい



う思いはありますが、このまず実績についてお伺いしますので、よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 教育次長。

○教育次長（長尾 実） それではお答えします。今ほど御紹介いただきました、市職員による出前講座につきましては、あらかじめメニューを提示させていただきまして、市民の求めに応じて市職員を派遣し、市の行政に対する関心と理解を深めていただく機会にさせていただこうと、平成18年度から実施しております。

利用対象につきましては、市内に在住、在勤、在学するおおむね10人以上で構成された団体としておりまして、講座開催希望日の1か月前までに社会教育課に申し込んでいただいて、調整をして日程等を決めさせていただいております。

本日、議長さんの許可を得まして、タブレットのほうに実績を添付させていただいておりますが、令和4年度は掲載講座59に対して、22団体から申込みがございました。625人に御参加いただきました。

コロナ禍の影響で、この3年間につきましては、申込み、参加者ともにコロナ禍前に比べて少ない状況でございましたが、徐々に増えております。参考までに、コロナ禍前の令和元年度の実績をつけておりますが、59講座に対して52団体から申込みがあり、1,340人が御参加いただいております。申込み団体につきましては、小学校や公民館、子育てサークル、シニアクラブ、介護施設の職員研修等で御利用いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） 利用実績ということで、資料も提出いただきました。この中で、どういうふうな傾向とか、どういうふうにして分析をされて、この後どう処置されるか。

午前中の日置市長の答弁の中に、PDCAのサイクルを回すということがございましたが、まさにその現況をどう分析して、課題がどうあるべきか、ここを評価して、その次のアクション、処置、その次に計画P、実行実施のD、PDCA。

ただ評価のところから始まる、以前も総務常任委員会でお話させていただきましたが、CAPDです。

我々議員の立場からいうと、評価というところが非常に大事なところになってきますので、評価からCの部分、それからAのアクション、Pまた計画、実行に回していく。これはPDCAに対してCから始まるのでCAPD、こういったことも回しながら、併せて進められたいと思います。

こういった出前講座は、私は大変有意義だと思っております。大いに市民の方に利用していただきたい。コロナ禍ではありましたが、新年度に向けた周知方法の改善や、講座をこういった活用することで、やっぱり市民力や自治力の向上が非常に期待されると思います。まちづくりの推進に大

きな影響を与えると考えます。

また、これは郡上市の住民自治基本条例のまちづくり、まちづくりは知ることからということでもあります。まず情報を共有することからスタートをされ、また情報ギャップというふうなこともないように進められたいと思いますが、こういった講座を利用しながら、まちづくり、地域づくりの活性化に向けた取組、これ住民自治基本条例も併せてではありますが、市の見解について伺いますので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、住民自治基本条例についてお答えをさせていただきます。

市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を担い、人と人とのつながりを大切にした協働によるまちづくりを進めるために、郡上市住民自治基本条例が定められております。

条例の第6条で市民の権利とし、市民は市政やまちづくりに参画する権利を有するとともに、市政やまちづくりに関して知る権利を有しますとされております。まずは、広報誌を読むことや、市議会、審議会等を傍聴するなど、現在の郡上市の状況を知る行動から始め、審議会委員への一般公募による参画や、ふれあい懇談会などで声を届ける行動を得た後、実践の場として地域づくりなどに参画する行動を行っていきましょう、という理念の内容となっております。

条例につきましても、市民一人一人がまちづくりの主人公であることを自覚し、力を出し合い、郡上市としてまとまっていくことが必要であるという思いが定められた条例でございます。人と人とのつながりを大切にした、協働によるまちづくりを進めるため、まずは知ることを第一歩として掲げたものでございます。

以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） はい、ありがとうございます。郡上市住民自治基本条例、市民が主人公のまちづくりということで、こういった冊子もございます。この中に身近なまちづくり、参加しましょうとか、まちづくりはまず知ることからというふうなことで、いろいろ書いてございます。

まさにこういった郡上市においても、広報郡上や、郡上の私たちが構成、つくっています郡上市議会の郡上議会だより、またホームページとか郡上市のアプリもあります。また、市議会や審議会等は傍聴できる、ちょうど今、三輪部長のほうからも答弁がございましたが、傍聴もできるようになっておりますので、まずはやっぱり知ることからだとは思いますが。

必要な知識を得て、あとは実行するということがやっぱり大事なかなと思います。やる気だけでは、

知識がないとなかなか伴わない。やる気だけでもなかなか進まないですし、知識だけでもなかなか進まない。両方を併せ持つことによって、まちづくり、いろんな面で加速する地域が活性化できるんじゃないかなというふうにして思います。

地域の活性化と一口に言いますが、いろんな切り口がありますし、私も今回、地域活性化ということで、この出前講座というのは1つのまずツールでありますので、いろんな切り口ツールがあると思いますので、それぞれいろんな役割とかあります。

そういうのは、前も言いましたように、役割が連携することによって、仕組みが構築され、それが循環するということが一番いいのかなというふうにして思います。そういったことも踏まえながら、今後私たちの立場で、いろいろなことで注視していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

少し時間を余しましたが、これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定いたします。

（午後 2時30分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

---

#### ◇ 三 島 一 貴 議 員

○議長（田代はつ江） 6番 三島一貴議員の質問を許可いたします。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 6番 三島です。今朝からWBCの話題でいっぱいですが、今日ラストバッターとなりました。明日も一般質問が開かれますので、ここでフォアボールをもらって塁に出るか、もしくはきれいなヒットを打って塁に出るか、そして明日へつなげるのがベストかと思いますが、今日私の一般質問には大きな願いがあります。自分の看板へ向かって特大ホームランを打てるくらいのつもりでバッターボックスに立っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は2つの質問を用意しております。1つ目ですが、偽電話詐欺対策について、こちらです。ニュースを見たり、また新聞を読んでおられますと、本当にいつも、毎日、この偽電話詐欺についての被害の掲載がございます。本当に多くの方がこういった被害に遭われているような形であります。

率直に1つ目の質問をさせていただきたいと思いますが、まずこの市内で、被害状況、発生状況を聞きたいと思います。被害件数やら、被害金額を教えてくださいと思いますので、お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えします。

市内におけます過去3年の偽電話詐欺の被害状況を報告させていただきます。令和4年1月から12月の暦年でございますけども、こちらで1件ございます。被害額は160万円でございます。令和3年にも1件の被害があったとお聞きしてございますけれども、こちらは他県で発生した複雑な事案ということで、郡上警察署でも詳細が把握できないということで申しわけございませんが、そのようなことで御理解いただきたいと存じます。令和2年には被害がございません。令和4年の被害内容につきましては、いわゆるオレオレ詐欺というもので、息子を名乗る者から電車で寝ていたら仕事で使う書類を入れたかばんがなくなった。すぐに現金でお金を振り込まなければいけないけれども、上司が立て替えてくれるが200万円ほど用意できないかという電話があったそうでございます。お金が用意できたことを伝えますと、会社の者が代わりにお金を取りに行くので、どこまで持ってきてほしいと言われてまして、約束の場所で待ち合わせた犯人に現金を渡し、だまし取られたという事案でございます。参考までに、令和4年の県内の偽電話詐欺の被害状況につきましては、245件、被害額は4億6,910万円と承知しております。

以上です。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） ありがとうございます。先月ぐらいからですか、今月ですか、市役所の1階にこのようなチラシも置いてありますし、郡上警察署様のほうからですか、防犯機能のついた電話機のモデルというか、こういったものがあるよというのを設置されているようであります。警察のほうも真剣にこのことに対しては、今言われたように県内でもものすごい数が出ているということで、このようなチラシをつくって告知をしているそうです。とにかく至急の固定電話対策が必要だと。やはりこの電話詐欺においては、電話で全てやられるということで。そのためには、それを防ぐには防犯機能付き電話機が効果的です。このようなチラシを岐阜県警のほうからも配っておりますし、今言ったように郡上警察署においても皆さんに告知をするために、電話機をこういったものがあるよということを示して、告知をしているということ聞いております。

2つ目の質問に入りますが、この防犯機能付き電話機購入補助金ということで設置をできないか

ということでの質問をさせていただきます。いわゆるこの防犯機能付き電話機、こういったものを調べましたら、僕も調べましたら、この偽電話詐欺に対応する対処方法といたしましては、様々な種類があります。電話機の前に録音機をつけて、電話がかかってきたらこの電話は録音されていますというメッセージを流して、電話内容を録音する機械。こういったことが数年前とか大分前からあるそうですが、最近ではこの防犯機能付き電話機というものはですね、あらかじめ安心な電話番号を登録しておくんです。そうするとその登録してある番号から電話がかかってくると、緑のランプで教えてくれると。登録していない電話番号からかかってくると、赤色ランプが点滅をして教えてくれると。だからそういった形で知っておる人の電話を事前に登録しておくんです、機械に。そうするとランプで教えてくれるものですから、お年寄りも電話を出るときに、これは間違いなく安心した番号なんだなという形で出られるという仕組みなんですよ。赤いランプがつけば身に覚えのない番号からの電話ですので、気をつけてかからないといけないなというふうにして対応ができるということで聞いております。ほかの自治体との事例を調べておりましたら、こういった電話機の購入補助金はもう出されておりました。ただ僕が心配するのは、例えばお年寄りにこの電話機を購入するのに、例えば補助金出しますよというふうに通知をしたとしても、お年寄りがその電話機を買ったとしても取り付けることはできない。先ほど言った電話番号を登録することもできない。また電話番号を通知してもらうにはNTTとの契約でナンバーディスプレイの契約をしないといけないんですよね。そんなこともお年寄りにはできない。そんなことがあるので、幾ら購入補助金を出したとしても取り付けること、設定することができなければ全く意味がないことなんですよ。この市内においては、家電商組合さんが存在しております。今ですと火災放置機の取り付けも協力をいただいているということは聞いておりますが、例えばそういった電気組合さんと協力をして、組合さんの方に設置またはそういった取り付けサポート、契約の変更等も踏まえてお願いをして、そのトータルを見てそのトータルに対する補助金を出してあげるという形での提案をさせていただきたいと思います。

本当にこの毎日被害が多く出ております。今先ほど市内の発生状況をお聞きしました。令和4年に1件ということでありましたし、3年、2年とあれですけど、比較的郡上市においては少ないというふうに皆さん思われておりますが、これは郡上市だけではございませんが、こういった地方、いわゆる田舎では被害があるそうです。ただ警察の方がその御自宅へ行って、被害に遭われましたよね。どうされますか。被害届出されますかという、お年寄りは、近所の人に知られると恥ずかしいから被害届は出しませんと言われるそうなんです。ですからこういった被害の件数が出てこないんです。普通であればお1人で暮らしているお年寄りが、若い頃に貯められた貯金、または年金で暮らしております。今日、孫から電話がかかってきて、孫と話したいな、そんな楽しみで普段暮らしている中に電話が鳴って、あ、孫だ、子供だ、楽しみにして電話を出て、そしたらだまされて

お金を取られて、そんなこと本当に悲しくてたまらないと思います。そして被害届を出しましょうか。いやいや、近所の人に知られると恥ずかしいからいいや、そんなような泣き寝入りになるそうです。それを黙って僕は見ておれないなと思ひまして、今回、このような一般質問をさせていただきました。やはり困られている方を助けるのは行政じゃありませんか。そういった形で行政が高齢者を守ってあげなければならない。こんな田舎だからこそ、本当は隣近所で助け合う。そういったことも大事ですし、行政も助け合う。そして先ほど僕、電気商組合さんの話を出しましたが、そこをワンクッション置くことによって、行政や市役所や警察にはちょっと敷居が高くて電話できんけど、ちょっとおかしいなと思ったら、あ、そういや、あれ電話つけてくれた地域の家電屋さんがおったな、ちょっとそこの人に相談してみようかな、また相談の窓口が増えると思うんですね。そういった形で高齢者の方を守ってあげられると思うんです。本当ならばこんなことは早くしなければならぬと思っています。今3月ですので、令和5年度の予算の審議をしたから、令和5年度の予算は決定していますよね。だから今ここで提案をしたとしても、令和6年度の話になっちゃうと思います。それまでお年寄り待てんと思います。日に日にこの詐欺が多い中、守るためにはできれば早く補正という手段を使って、こういった補助金設置をして、1人でも助けてやっていただきたいと思っています。このことについて答弁いただきたいと思ひますのでお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

議員さんからも御紹介がありましたけども、防犯機能付き電話機につきましては、着信音が鳴ります前に、この通話は防犯のために録音されていますとメッセージが流れたりする機能が付いておりまして、これら機能を犯人が嫌がりますので、詐欺等に対しての抑止効果が期待できると言われております。購入補助金につきましては、県内の状況を確認させていただきましたが、岐阜市と瑞穂市の2市で実施しておられます。岐阜市では、お持ちの固定電話に外付けで録音装置を設置する場合は補助対象ということですし、瑞穂市は一時被害が多かったことから制度をつくられましたけれども、令和3年度と本年度の2年度をもって終了されるとお聞きしております。

まず、偽電話詐欺等に対する市の対応状況につきまして紹介させていただきますけども、市内で偽電話詐欺の前兆電話があった場合、市では広報無線やホームページ、配信メールで注意喚起をしてございます。また、警察ではこのような事案が発生した場合には、金融機関、無人ATM等への警戒を実施しておられますし、平時から高齢者の方を対象に偽電話詐欺に注意するように地域を巡回していただいているということでございます。さらに、民生委員やケアマネジャーにおかれましても、一人暮らし高齢者に対する見守り活動の観点から、訪問の際に偽電話詐欺に合わないようにとの呼びかけや相談事がありましたら、消費者相談担当と連携して対応策を検討してございます。おっしゃいました郡上市の昨今の被害状況はゼロ件ではございません。見えない被害もあるという

ことはあるかもしれませんが、これまで2件と県内の被害件数に占める割合でいいますと、少ない状況かと存じております。議員さん御指摘のとおり、警察資料では電話機への着信による被害が多いという状況とは存じます。ただ、詐欺被害は固定電話だけでなく、携帯電話にかかってくる場合、あるいは携帯番号にメールが届くSMS、こうした被害も報告されております。その手口は多様化しております。こうしたことから、今ほど説明したような様々な機関での取組を重点とさせていただきます。まずは被害に遭わないための啓発活動、市民一人一人の防犯意識の向上に取り組ませていただきたいと思います。申しわけございませんが、現時点で補助制度を導入する予定はございませんので、御理解いただきたいと思います。

なお、防犯機能付き電話機につきましては、現在、本庁舎の1階ロビーで、郡上警察署の御協力のもとに体験コーナーを設けておりますので、こうした機会を通じて、来庁舎の方に周知できればと思っております。ただ、今後、市内で被害が増加傾向にある場合につきましては、こうした補助制度を検討していきたいと思っておりますけれども、一番大切なことは、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに電話を切って、まずは家族や警察に相談していただく。そのようなことで市民の皆様には、そのように対応していただくように、この場を借りて周知させていただきたいと思います。

以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) もう1回、これを置いてしゃべりますね。今、部長答弁されましたけど、誰もだまされているつもりでやっているわけではないんですよ。その、誰も電話に出たときに、だまされると思っていないんです。今言ったように、電話に出て切るようにとか、だまされないようにと言われましたけど、だまされる人は、そのだまされるつもりでとるんじゃないんです。ほぼ65歳以上の方が電話に出て、話すと大概やられるらしいんです。若い人でもやられます。しかしながら、まだ若い人はいろんな情報を持っています。携帯電話と話もされましたけど、携帯電話に持っている人たちなんて、情報をたくさん仕入れているので、中にはみえますよ。ただ、僕が今回言うのは、高齢者を守ってくださいというんです。お一人暮らしされている高齢の方ですよ。その方は携帯を持っていません。さっき言ったように、唯一、家族からかかってくる電話を楽しみに待っているんですよ。その人の気持ちになってやってくださいよ。今補助金を出しません。考えていませんと言われました。被害がこれから多くなったら考えます。そんなでいいんですか。郡上市の人がだまされて、何億というか4億というかの件でやられているんですよ。市内でも何千万という金をやられている事例もあるんですよ。ただ、さっき言ったように恥ずかしいから黙っています。もうはやそんな事例があるんですよ。そんなんでそんな人たちを守れない。そんな行政だったら僕は駄目だと思いますよ。やりませんじゃ

ないですって。やらなканのですって、これは。いま一度答弁をお願いします。市長でもよろしいです。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 確かにおっしゃるとおりではあると思いますけれども、まずは高齢者の皆さんにしっかり啓発をさせていただきたいというふうに思っております。今後どうしてもそういうことが必要だというふうに私どもも感じた場合にはまた検討はさせていただきます。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） もう一度言います。僕は必要だと思っているから今回一般質問するんです。今市長が僕の話で気をつけなければならないと試みえるんだったらそうかもしれませんけど、その考え方がやっぱり事件が起きてから何かしようじゃないんです。守ってやるために、防ぐために僕はやらなければならないと。正直な話、一人暮らしの高齢者がどれだけおるかということで、例えば幾ら出すか。電話機と設置費で3万円くらいです、多分。そのうちの2分の1、1万5,000円ですよ。例えばそういった補助金出したときに、市内の一人暮らしの高齢者がどれだけおるかの計算をすれば、そんなにすごい金額ではないですよ。予算委員会で話ありましたよね。100歳の方へのお祝いの品をやっておりますが、新生児の方どうなんですか。僕はあのときそのことも思っております。それから、この質問で、あまりそういった答弁だと言おうと思いました。100歳おめでどうございますじゃないですよ。100歳まで元気よく生きてください。そういうためにもこの補助金って僕は大事だと考えます。その方がこの郡上市においてみんなに助けてもらって、生活ができる、そして100歳を迎えられる、そんな幸せなところないじゃないですか。それを仕上げるのが行政じゃないですか。市民が安心して暮らせる町、ずっと郡上、もっと郡上、これが日置市長の20年間の成果じゃないですか。市長にはもう答弁求めませんが、はっきり言われましたけど、ぜひ検討していただいて、令和5年度、早い段階で補助金設置に取り組んでいただきたいと思います。

それでは2番目の質問に入ります。ちょっと三振気味な質問だったので、次は期待をして質問させていただきますと思います。

交通網についてです。ちょっと気が立っておりますので厳しくいきますのでお願いいたします。高速バスのバスストップ設置ということで、白鳥インターに設置をしたい。その提案を令和元年12月の定例会一般質問で私提案しました。その際の答弁が、今回の御提案については、高速バスに乗る前と下りてからの二次交通対策も含めて、白鳥インターのバスストップ活用の可能性をよく検討し、その上でより具体的な提案を持って、実現に向けた高速バス事業者への誘致活動を行っていけるようにしたい。そのように答弁をもらっております。今までどのようなことをやられたか教



えてください。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それではお答えをさせていただきます。

白鳥インターのバスストップ、以下、白鳥インターチェンジバス停というふうに言わせていただきますけれども、こちらに関しまして、御質問をいただいた後、これは令和2年度でございますが、白鳥地域内での高速バス停の停車について、岐阜バスさんのほうにお話をさせていただいております。ただし、折しも新型コロナウイルス感染症が蔓延をしているときでございますので、バス会社といたしましては、ある程度、このコロナが収束し、乗客が回復するなどの見通しが立たないと検討することは難しい、こういった御返答でございました。したがって、当方からはコロナ禍の収束を待って、改めて協議を行いたい旨を申入れております。また、その後、令和3年度に入りましてから、市長と岐阜バスの社長さんとの面談の機会がございました。その際にも、市長から直接社長さんに対して、白鳥インターチェンジバス停の停車について要望を行っているところでございます。今年5月には、新型コロナウイルス感染症の5類への変更ということも決定されていますので、そして、今年度は観光客の回復ということもみられる。こういったことから、令和5年度には岐阜バスさんとの協議、こういったものも再開をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 令和元年12月にこの一般質問をさせていただきまして、そしてコロナウイルスがはやりまして、私もわかっております。そんなときに観光事業者の皆さんが苦しんでいる中に、また新たなことをお願いするというのは、もちろん失礼にあたって、いけないことが分かっておりました。今、部長さんお話ししていただきましたが、今、もうこれでコロナが明けましたので、あえてまたここで、明けてはないですけど、収束して近づいておりますので、だからあえてここで今日一般質問させていただきました。今日、写真を持ってまいりました。ちょうど白鳥インターの下あたりになるんですが、脇道で入るとこのように道路があります。ちょうどここに入り口があるんですが、これですね。もう一枚写真があると、今フェンスがしてあります。本当はこれ、ここフェンスがなくて入っていくと、階段を上がっていくと、ちょうど高速の乗り口、降り口の真ん中のここに通路に出ようになっているんですよ。前回のときにもお話ししましたが、この白鳥にはバスストップが設置をしてあるんです。国交省の方にも登録がしてあります。僕、このときに国交省の方へ行って確認をしてまいりました。もうこの申請が通っておりまして、いつでもバスストップができるんです。この状態で、あとはバス会社さんが止まっただけであれば、もういつでも開通ができるんです。今はもう白鳥はそんな

な状況であって、過去にでも、これは白鳥合併前ですから、白鳥町時代からの話ですんで、何人かの議員さんもこういった形でいろんな要望をしていると思います。調べますと、今、この東海北陸自動車道を使って高速バスが走っているのが、名古屋線と岐阜線、それがあります。高山から名古屋。名古屋から高山ですね。そして高山から岐阜、岐阜から高山とって、これだけ数多くのバスが走っております。この中で、本当の希望でいけば、全部止まってもらえばありがたいですよ。ただいろんな都合もあると思います。例えば、1日に3本でいいものですから、これ全部と言わずに、例えば朝、白鳥の人がこのバスに乗って、岐阜、名古屋へ行けて、そして帰ってくるときに、乗ってまた白鳥まで帰ってこれるような状況ができれば、一番いいと思います。大体利用者の方は、白鳥からは、これを本当にやってほしいということはずっと言われております。一番多い方では、やはり病院に行きたいそうなんです。名古屋の病院に行くために、今ですと、長良川鉄道に乗って八幡まで行ったりとか、民間のバスに乗って乗り換えて八幡まで行って高速バスに乗るとか、そんな形をしておったり、もう交通網がないから名古屋に引っ越しちゃいますとか、そういった方が見えるんです。そのためにも、こういった問題をずっとこの前から提起させてもらっているんですが、こういった形で積極的に、まずは止まってもらわなければ何もできないと思います。そういった形で交渉をお願いしたいと思います。

僕なりにもできることがないかと思ひまして、先走って、僕もあるバス会社さんへ行ってまいりました。いろいろ話を聞いてきました。まず何かと言いますと、まずバス会社のデメリットとしましては、そういったもし白鳥インターで下車することになれば、高速料金が高くなる。高山から例えば岐阜までの間、1回も下りることがないんですよ。八幡ですと、そのまま高速上で乗り換えができます。

関ですとサービスエリア内、各務原のあたりも高速上の路肩、あとひるがのもありますよ。もし白鳥の今のこの場所ですと、一旦高速を下りなければならない。名古屋に向かってもそうですよ。まずそれによって高速料金がそこでリセットされるものですから、高速料金が高くなる。もう一つは時間がかかる。やはり白鳥インター下りるだけでも、下りてからさっきの場所まで行ってUターンして戻ろうと思うと、普通に車で走って僕ちょっとやってみたんですけど、5分かからんかなと思ひました。ただバスですので、やっぱり大げさに言っても10分はかかるんかなと思ひます。あとまたその話の中で、これってそういえば予約バスですよ。予約の場合だったら、予約がもしなければ下りなくてもいいんじゃないですか。聞いていたら、路線バスやもんですから予約がなくても必ず止まらなければならない。そこの白鳥インターで下りなければならない。そうすると乗っている人たちからクレームが出るんです。高山から乗って早く岐阜へ行きたいのに、何で誰も乗らないのにあそこへ行って高速下りて止まらなければならないんだ。そんなこともクレームが出る

そうです。過去にやっぱり荘川インターとか、美濃インターとか、そういったことでなくなった経緯もあるということは聞きました。

もう一つ聞いたのは、僕もこの話をして、実は白鳥の人たちでは地域の方が本当に外部へ出て行くためにほしいんですと、熱い思いを伝えてきたんですが、バス会社さんの思いは反対であって、地域の人利用はあまり考えてみえないそうなんです。やはり地域の方が乗る、乗らない、分かりませんし、逆に観光客はどうなんですかって言われました。だから逆に言うと高山、名古屋線だとしても、高山から出ていく人のことを考えてみえないんですよね。名古屋から来る人を高山へ迎えるためにこのバスをやっておるんですというような形で言われました。

しかしながら白鳥には今重要なものが待っております。中部縦貫自動車道の開通ですよね。この開通が行うことによって福井方面、北陸方面に交通網ができます。やはりそれを起点として、こういった僕はここにバスストップ、またこういったハブ機能は必要じゃないのかということで今回提案させていただきました。

デメリットばかりじゃないんです。白鳥の一番いいところは、先ほど言ったほかのところは全て高速上の話でいくと乗り口、降り口が全く反対になるんですよね。ですので高速バス乗るときにサービスエリアの片側で乗ると降りるとき逆になるものですから、例えば八幡でもそうですよね、駐車場が遠くなりますよね、乗り口、降り口が違うものですから。ただ白鳥のさっきの場所は一緒の場所なんです。あそこで乗り降りができるものですから、利用者にとっては乗り降りが同じ場所のできるというメリットがあります。例えばさっき言った土地の横に、例えば空き地を市が買収をして駐車場を整備するんです。そうするとここに車を止められてバスを乗ることができて、帰ってきても同じ場所で降りて車に乗って帰れるとか、いろんなことも考えられます。

またほかに予算的な話でしたら、それは僕が勝手に決めたらいかんことですが、高速料金が高くなるのであれば、例えば市がその分負担をしてぜひ止まっていただけないか、そんな交渉術も必要だと思います。そういう形で、白鳥にとっても、この郡上市にとっても、先ほど言った中部縦貫道の開通に向けた北陸方面への、例えばその中部縦貫道が開通すれば北陸方面のバスが白鳥まで来て、白鳥福井バスができて、そこから今度白鳥から名古屋岐阜へ迎えるということで乗り換えてでも観光路線ができるんじゃないか。またある僕が行ったバス会社さんでは、これ一周できるじゃないですかと。高山から出て白鳥から、白鳥インターも乗り降りできます。そこから中部縦貫道へ行って福井へ抜けて北陸道を走って富山へ抜ければ、その北部の高速を一周できるバスもできますよねみたいな話をしておったんですけど、そんな形で、あその白鳥インターはこの北部地域の観光拠点の一つとしてもいいものになるのではないかと考えております。できれば、実現に向けてそういった行動を示していただきたいと思いますので、まずこういった形で進められないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それではお答えをさせていただきます。

白鳥インターチェンジのバス停への停車につきましては、先ほど回答させていただいたとおり、事業者との協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますが、この協議を進めるに当たっては、当該バス停における乗降のお客さんが一定数見込めることも重要なポイントとなりますし、また議員からご指摘があったように、ここで停車する意味であったり魅力であったりとか、メリットであったり、そんなことも1つ重要なポイントだろうというふうに思っております。仮にバス停や関連する施設の整備を行って、高速バスが停車することになったとしても、バス会社として利用がなかったりとかということであれば、バス停を廃止することも想定されます。需要の予測のほか、白鳥インターチェンジバス停で乗降するメリット、こういったところも併せて検討する必要があるのではというふうに考えております。

さらに議員御指摘のように、白鳥地域は両自動車道が結設する地域でございます。交通の要所として機能させていくためには、この両方の自動車道を走行する交通の接続ということも視野に入れなければならないというふうに考えております。しかし、白鳥インターチェンジバス停については、東海北陸道上の路線を走行するバスは、一旦インターを下りて、このバス停でお客さんに乗り降りしていただくことは可能ではございますが、今後、開通が見込まれます中部縦貫自動車道を利用し、東海北陸自動車道へ流入する、またはその逆で東海北陸自動車道を利用し、中部縦貫自動車道へ流入する場合、こちらについてはインターチェンジの構造上、このバス停では乗り降りできないという課題がございます。これは、例えば、白鳥西インターチェンジで一旦自動車道を降りて、一般の道路を経由した上で、白鳥インターチェンジへ再び乗るといったルートを取ったとしても、このバス停は白鳥インターチェンジのランプAをつなぐ位置にございますので、構造上ここで乗り降りすることができないということになります。仮に、東海北陸自動車道の走行に当たっては、白鳥インターチェンジバス停を、また、中部縦貫自動車道の走行に当たっては、白鳥市街地と2つの乗降場所を設けた場合には、この2つを結ぶ移動手段の確保ということも必要になりますし、また、既存の交通拠点になります美濃白鳥駅からの移動手段、こういったところも考えなければなりません。交通の拠点としての整備の在り方を含めて検討が必要になってくるというふうに考えております。

現時点におきまして、福井県発着の高速バス路線の動向というものは見えておりませんが、市としては、これらの課題も含めまして、令和5年度が始まりとなります郡上市地域公共交通計画におきまして、中部縦貫自動車道の開通を見据えた福井県側との連携や白鳥地域の交通拠点の在り方について、関係機関との協議を進めると、こういったことを新たな取組として掲げております。

今後、2つの自動車道の結接線として重要な地域になると考えられる白鳥地域の在り方と併せまして、調査研究を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 白鳥の市民は期待をしております。机の上でああだこうだ調べてもらわなくていいので、まずはバス会社に止まってもらえるかが一つの重要だと思います。市長は岐阜バスさんの社長とも面談されたということも言っておりますし、またほかには濃飛バスさんや名鉄バスやJRバスなどがあります。市長、もしくは市長公室長、もしくは商工観光部長がいて、できれば交渉等してもらって止まっていただけないかということ、行動を示してほしいと思います。日置市長、答弁をお願いいたします。

○議長(田代はつ江) 日置市長。

○市長(日置敏明) このバス停の問題は、ハードの整備はある程度してある面もありますので、これはこれでここにバスストップをつくったということはできるんですけども、何と云っても運行事業者がここを1つのバス停として活用するというにやはり同意してもらおうというか、そういう利用の仕方、ここを乗降場所として利用することについて合意ができないと何ともならないので、この前、岐阜バスの社長さんにはそういうお願いをしました。コロナの関係もあり、あるいはまた乗降客の利用についても非常に不透明だというような御指摘もありましたので、とりあえず今状況を見守っておりますけれども、引き続き検討させていただきたいというふうに思います。

また、確かに基本的には両方のところにこういうカルバートといいますか、地下道がありますけれども、あとは標識を立てれば済むというだけではなくて、少し御指摘もありましたけども、ここまで来た人がどういう交通手段で高速バスを利用するのか、あるいは高速バスを利用した人がここからどういう交通手段で次の目的地なり何なりに行くかというようなことがございますので、どうしても駐車場であるとか、公共交通と公共交通を結ぶ手立てというようなことも必要になるというふうに思いますので、室長が答弁しましたように、さらに検討を進めてまいりたいというふうに思います。

なお、確かに東海北陸じゃなくて、中部縦貫自動車道と連結をすると、それも令和8年度ぐらいというふうに言われておりますけれども、そうなった場合に福井県側からのそういう公共交通の運行がどうなるか、あるいは逆にそちらへ行くものについても同様なんですけれども、ここの中部縦貫と東海北陸の関係は、ここがいわゆるインターチェンジのように見えますけども、東海北陸と中部縦貫というのは、ここはインターチェンジではなくて、単なる道路のつなぎ目といいますか、そういう感じでございますので、中部縦貫からここまで来てしまいますと、あとは東海北陸に乗って、料金所を通過して、東海北陸に南北どちらかへ行くしかありませんし、ここをこの白鳥インターで降りて、そうして中部縦貫へ向かうということであれば、もう中部縦貫をずっと乗って、白鳥西イン

ターまで行かないと降りられないと。こういう構造上の制約があつて、なかなかここが一つの結節点なので、何らかのそういう公共交通のバス利用の拠点にしようと思つて、非常にそういう難問がございます。そういうこともありますので、言わば見かけの上では、いわゆるここに交わる点でありますけれども、そういう構造上の制約があるということも御理解をいただきたいというふうに思います。いろいろと検討しなければならないことはありまして、まずはしかし、この路線バスの事業者が、1社でもいいんですけども、ここを1つの乗降場所として活用しようじゃないかというふうに御同意をいただかないと、言わば施設は整備したけれども、誰も止まってくれる者はいないという状態になりますので、今後とも何とかそういう意味では利用をしていただけないかという線は引き続き検討をし、また協議もしてまいりたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 検討する検討すると言われますけど、二次交通を含めて検討するというのは、令和元年の12月にもらっているんです。検討するのはもう終わっているんですよ。だからそのことは分かっておりますし、白鳥西インターに乗ってこっちに来たら、そのまま東海北陸自動車道乗らなければならないということも、すごい課題だと分かっています。それで難関じゃなくて、ほんだったら白鳥西インターから来ても、白鳥インターで下りれるように、これは国にお願いしてでも道路改良をしてでも、下りれるようにしたほうがいいんじゃないか、これは郡上市にとって、考えたらそれぐらいいいんじゃないかというぐらい大きな夢を持って実現できるような、できないでじゃないじゃなくて、やることをできれば考えていただきたいと思います。

今日の話は、まずいいですからバス会社に止まってもらうようにお願いに行きませんかという一般質問です。どうかよろしく願いをして、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(田代はつ江) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時19分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      田 代 はつ江

郡上市議会議員      山 川 直 保

郡上市議会議員      田 中 やすひさ

